

三芳町

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
三芳町

ごあいさつ

三芳町では、「協働のまちづくり」を基本とし、子どもの幸せを第一に誰もが心豊かにいきいきと暮らせる町をめざして、母子保健、保育、教育の充実など様々な施策を進めてきました。

今日、急速な少子高齢化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族をめぐる環境が厳しさを増しています。また、障害や疾病、虐待など社会的支援を必要とする子どもやその家族も含め、全ての子どもたちが健やかに育つよう環境を整え、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが必要になっています。

このたび、子ども・子育て支援3法の施行に伴い、三芳町でもさらなる待機児童の解消、子育て家庭を地域で支援するための相談体制、子育て支援サービスの充実等を図るため、また、子ども・子育てに関するアンケート調査の結果から、今後5年間の子ども・子育て支援の取組み、三芳町次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組みの成果と課題を踏まえ、「みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念に、三芳町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

三芳町の子育て家庭が安心して子育てができ、子どもを育てる喜びを感じ、子どもたちが笑顔で成長していくためには、住民、行政、企業などとの協力が欠かせません。それぞれの持ち味を生かしながら、地域の方々が子どもたちを見守り、積極的に連携して、子育てがしやすいまちづくりを推進するため皆様のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました三芳町子ども・子育て審議会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた皆様、ご意見やご協力をいただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成27年3月



三芳町長 林 伊佐雄

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	3															
2	計画の性格と役割	4															
3	計画の整合性	5															
4	計画の期間	5															
5	計画の対象	6															
6	計画の策定体制	6															
7	基本理念	7															
8	基本的視点	8															
9	基本目標	9															
	<table border="1"><tr><td>基本目標1</td><td>地域で子育て支援をするために</td><td>9</td></tr><tr><td>基本目標2</td><td>子どもと親の健康のために</td><td>9</td></tr><tr><td>基本目標3</td><td>子どもの心身の健やかな成長のために</td><td>9</td></tr><tr><td>基本目標4</td><td>仕事と子育ての両立のために</td><td>9</td></tr><tr><td>基本目標5</td><td>子どもが安心・安全な生活ができるために</td><td>9</td></tr></table>	基本目標1	地域で子育て支援をするために	9	基本目標2	子どもと親の健康のために	9	基本目標3	子どもの心身の健やかな成長のために	9	基本目標4	仕事と子育ての両立のために	9	基本目標5	子どもが安心・安全な生活ができるために	9	
基本目標1	地域で子育て支援をするために	9															
基本目標2	子どもと親の健康のために	9															
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長のために	9															
基本目標4	仕事と子育ての両立のために	9															
基本目標5	子どもが安心・安全な生活ができるために	9															
10	基本方針	10															
11	計画の構成	12															

第2章 三芳町の現状

1	人口	15
2	世帯数の推移	17
3	人口動態の推移	18
4	婚姻、離婚件数の推移	19
5	未婚率の推移	20
6	出生数の推移	21
7	男女の就労状況	22
8	子育て関連施設の状況	23
9	児童虐待・いじめ等の状況	24

第3章 次世代育成支援行動計画の総括と評価と課題

1	次世代育成支援行動計画の評価	29
---	----------------	----

第4章 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

1 教育・保育提供の考え方	37
2 人口推計	40

第5章 子育て支援の取り組み

基本目標1

地域で子育て支援をするために	45
1 子育て相談・情報提供の体制の充実	45
2 地域における子育て支援サービスの充実	47
3 子育て支援のネットワークづくり	49
4 子育て家庭への経済的支援の充実	50
5 児童虐待防止対策の充実	51
6 ひとり親家庭への支援の充実	53

基本目標2

子どもと親の健康のために	56
1 子どもや親の健康の確保	56
2 食育の推進	58
3 思春期保健対策の充実	59

基本目標3

子どもの健やかな成長のために	61
1 子どもの人権の擁護	61
2 次代の親の育成	63
3 教育環境の充実	64
4 家庭の教育力の向上	67
5 地域活動の充実	68
6 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	70

基本目標4

仕事と子育ての両立のために	71
1 保育サービスの充実	71
2 多様な働き方のできる環境の整備	73
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	74

基本目標5

子どもが安心・安全な生活ができるために	75
1 安全な都市環境の整備	75

2	安心して外出できる環境の整備	76
3	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	76
4	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	77

第6章 今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

1	乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期	81
2	地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期	84

第7章 計画の推進に向けて

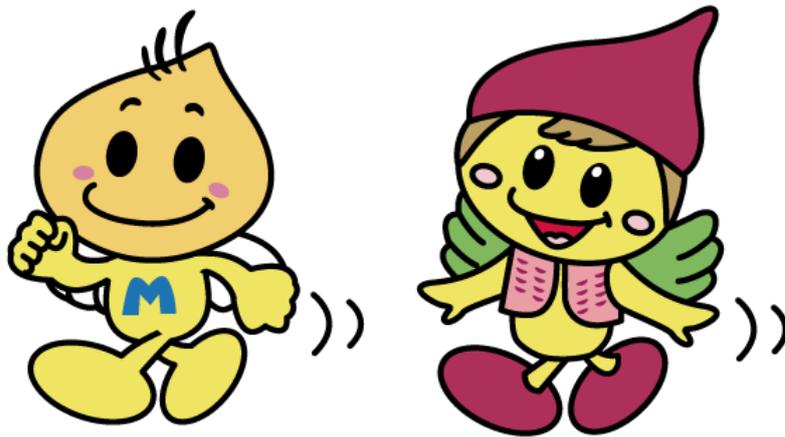
1	計画の推進に向けて	99
2	役割分担と連携強化	100
3	計画の進捗・管理	101

資料編

1	計画策定の経過	105
2	三芳町子ども・子育て審議会委員名簿	106
3	三芳町子ども・子育て審議会条例	107

第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

「子どもは社会の希望、未来を創る力」であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本町においては、平成17年度から、「三芳町次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、保育所（園）における待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。さらに、未婚化・非婚化・晩婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・子育てに結実しない現状が少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すとされており、この実現のため、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられています。

また、「次世代法」が10年間延長され、職場や地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主の取組支援等の充実が図られることとなります。

こうしたことから、本町では、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、認定こども園の普及促進をはじめ、幼稚園・保育所における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、本町の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、本町の子ども・子育て支援の取組について定めます。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとなっています。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本方針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、三芳町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画の策定にあたっては、三芳町総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。

本町では、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

3 計画の整合性

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、県の「埼玉県子育て応援行動計画」及び既存計画の「三芳町第4次総合振興計画後期基本計画」、「三芳町第4期障がい者計画」、「三芳町障がい者福祉計画」との整合性を図りながら策定するものです。

4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して平成27年度から平成31年度までを1期とした5年間の計画期間とします。

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
三芳町第4次総合振興計画(2008年～2015年)									
						三芳町第5次総合計画(2016年～2023年)			
三芳町次世代育成支援行動計画(後期計画)									
				継続性	三芳町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

6 計画の策定体制

(1) 三芳町子ども・子育て審議会の設置

本計画の策定は、児童福祉関係者、教育関係者、子ども子育て支援に関し知識経験を有する者及び公募による町民、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども子育て支援に関する事業に従事する者等から構成された「三芳町子ども・子育て審議会」において審議を行い、計画を策定しました。

(2) 三芳町子ども・子育て支援事業計画庁内会議

こども支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成する会議において、計画策定に必要な事項に関して審議を行いました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

■調査時期 平成26年1月10日～1月24日

■調査方法 郵送による配布・回収

■発送数及び回収数

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる家庭	1,000件	580件	58.0%
小学校児童のいる家庭	1,000件	629件	62.9%
合計	2,000件	1,209件	60.5%

7 基本理念

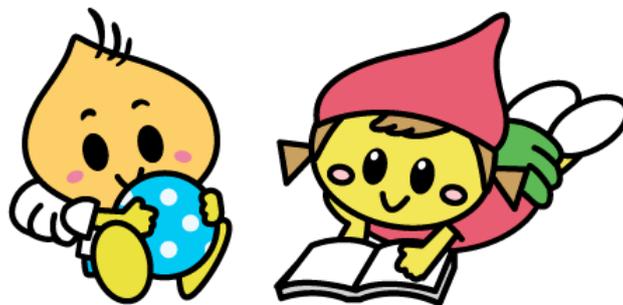
子育ては、本来、保護者が第一義的な責任のもと、大きな愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするというのではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てでき、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。

このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち



8 基本的視点

■計画推進において重視すべき視点

(1) 視点1 伸ばそう子どもの育つ力

子ども時代は、身体上の成長とともに、その人の人間性、社会性の基本となる部分が形成される大切な時期と考えられます。そこで、子どもが心身ともに健やかに成長できることを優先的課題として施策の展開を図ります。そのためには、「子どもの権利条約」や「児童憲章」の趣旨を踏まえ、子どもは一個人として尊重されるべきものであるという認識に立ち、児童虐待防止など子どもの基本的人権の擁護に留意するとともに、支援を必要としている家庭に対する施策の充実に努めます。

(2) 視点2 親子ともに成長していく

仕事と子育てを両立している家庭とともに、家で子どもの面倒をみている家庭に対しても支援を進め、子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するとの認識のもとに、自らの温かな手で子育てできることで親子ともに成長できる環境づくりに取り組みます。

(3) 視点3 みんなで応援、子育て家庭

家庭は社会としての最小単位であり、子育ての最も基本的な場でもあります。

したがって、子育て家庭に対して、「子育ての原点が家庭にある」ということの認識が高まるよう促すとともに、健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備を進めます。

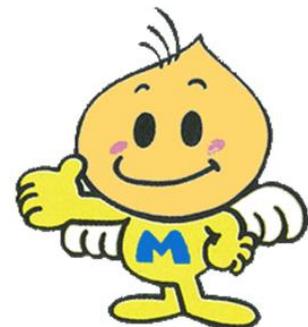
また、家庭は地域社会と深い関わりをもっており、子どもは地域社会から影響を受けて生活していることから、地域全体が子育てに関わっていく気運の高揚とシステムづくりに向けて取り組みます。



9 基本目標

基本理念のもと、計画の推進を図るにあたり、前期行動計画の基本目標や、国の後期行動計画策定指針等の内容を踏まえて、以下の5つの基本目標を定めます。

- 基本目標1 地域で子育て支援をするために
- 基本目標2 子どもと親の健康のために
- 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のために
- 基本目標4 仕事と子育ての両立のために
- 基本目標5 子どもが安心・安全な生活ができるために



10 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援の推進にあたっては、次世代育成支援行動計画で定めた総合的な子育て支援施策を継承し、教育、福祉分野はもとより、保健、地域環境、商工産業等の子どもと子育て家庭にかかわる関連分野が連携して取り組んでいきます。

本計画は、基本理念を実現するために7つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

核家族化、地域との関係の希薄化等、子育て環境の変化は著しく、母親の子育てへの負担感増加の傾向にあります。子育て力の低下や、それに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されます。自宅より容易に移動することが可能な範囲にあり、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報が得られる場所、地域とつながることのできる場所の必要性が高まっていることから、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図っていきます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待への対応については、家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利に対する理解を深め、虐待の防止に努めるとともに、子どもの人権が侵害されないよう、適切な対応を図る相談支援体制の充実を図ります。

(3) 発達に遅れのある子どもへの支援の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、医療、教育等の各分野が一体となり、社会全体として障がいのある子どもたちの自立を支援する体制づくりを図ります。

(4) 子育てと保健・予防の連携の充実

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に柔軟に対応できる切れ目のない体制づくりを進めます。

さらに、一人ひとりに合わせたきめ細かな保健サービスの提供とともに、必要な時に適切な医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図り、保健・医療の連携を強化します。

(5) 保育環境の整備

少子高齢化の進行や核家族化の進展等に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育

等さまざまな保育事業も拡充し、質を確保した上で、子どもの受け皿の整備を図ります。

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

(7) 安心安全な都市環境の整備の推進

子育て世帯が安心して外出できるよう、道路環境等の整備の推進。

交通安全や犯罪予防の観点から、子どもや保護者の犯罪に備える意識を高め、自らの自己防衛力向上による、事故や犯罪等の未然防止につなげるよう努めます。



11 計画の構成

基本理念	みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち
------	-----------------------

基本目標	主要課題
基本目標1 地域で子育て支援をするために	(1) 子育て相談・情報提供の体制の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子育て家庭への経済的支援の充実 (5) 児童虐待防止対策の充実 (6) ひとり親家庭への支援の充実 (7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実
基本目標2 子どもと親の健康のために	(1) 子どもや親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
基本目標3 子どもの健やかな成長のために	(1) 子どもの人権の擁護 (2) 次代の親の育成 (3) 教育環境の充実 (4) 家庭の教育力の向上 (5) 地域活動の充実 (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4 仕事と子育ての両立のために	(1) 保育サービスの充実 (2) 多様な働き方のできる環境の整備 (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
基本目標5 子どもが安心・安全な生活ができるために	(1) 安全な都市環境の整備 (2) 安心して外出できる環境の整備 (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第2章

.....

三芳町の現状



第2章 三芳町の現状

1 人口

(1) 年齢3区分別人口の推移

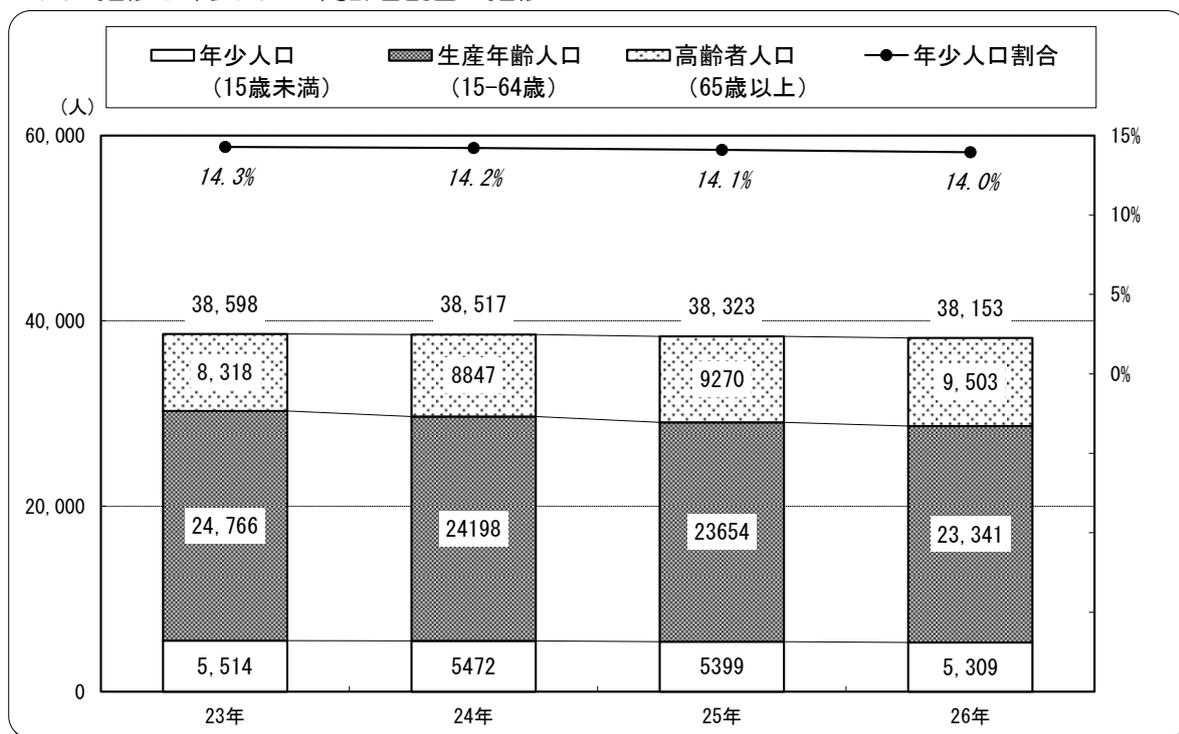
平成26年4月1日現在の総人口は38,153人となっています。

総人口は、減少傾向で推移しており、23年から26年まで減少数を平均すると毎年約150人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移し、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別の23年から26年まで減少数の平均をみると、毎年、年少人口が約70人、生産年齢人口が約475人の減少で、高齢者人口が約395人の増加となっており、少子化、高齢化の進行が急激に進行しています。

■人口推移と年少人口・高齢者割合の推移

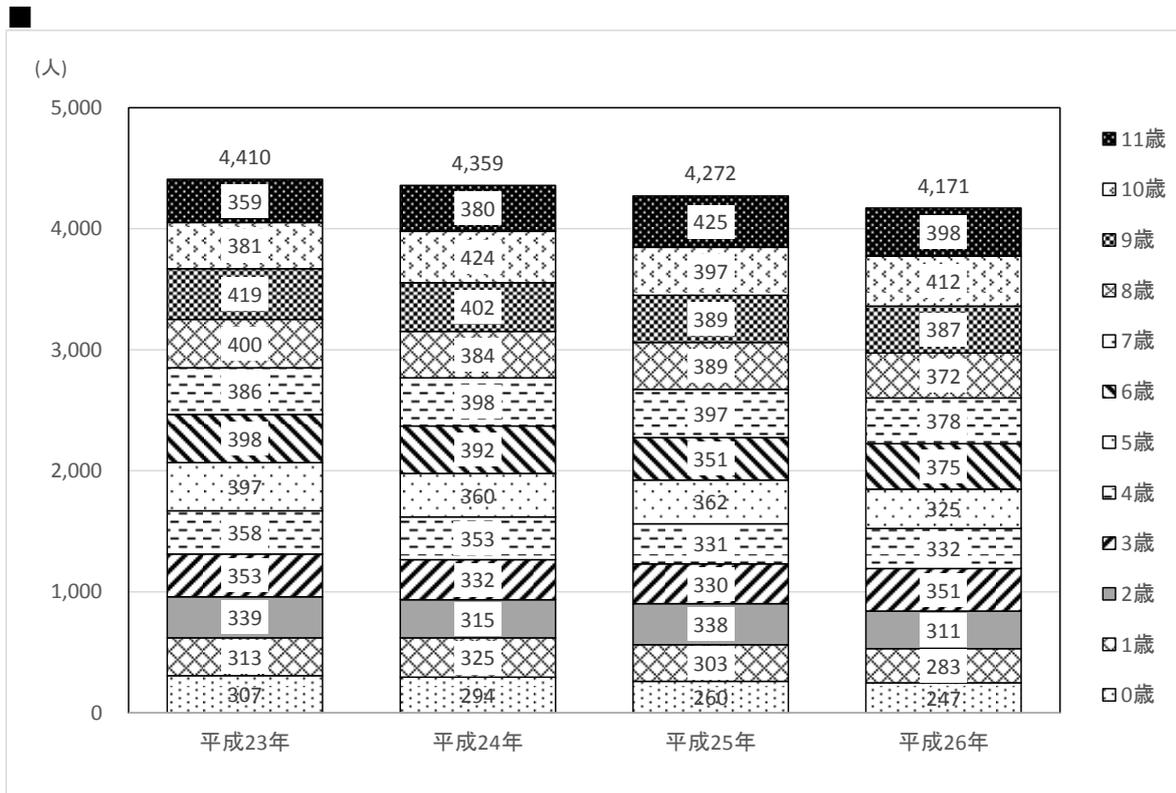


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 子ども数の推移

11歳以下の児童数（乳幼児及び小学校児童）は毎年減少しており、平成26年は4,171人と平成23年と比較して約240人減少しています。

毎年約80人の減少となっています。



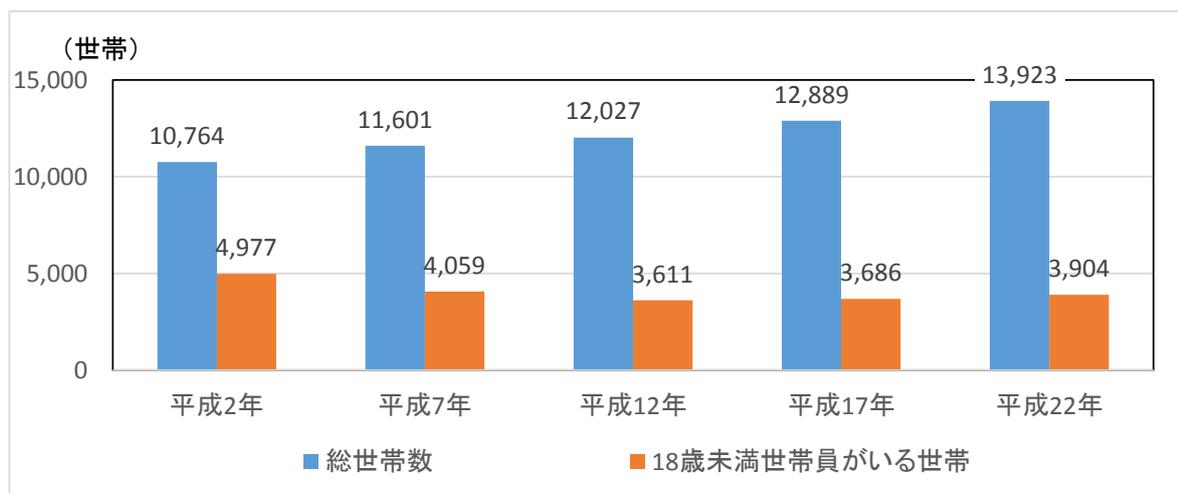
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 世帯数の推移

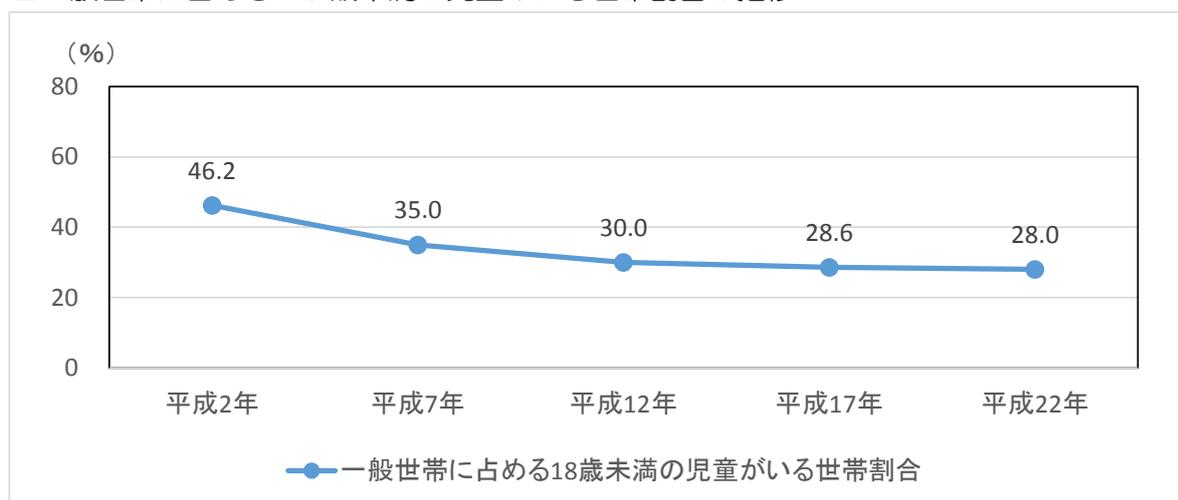
総世帯数は増加傾向で推移していますが、18歳未満の児童がいる世帯は減少傾向で推移しています。

また、一般世帯に占める18歳未満児童がいる世帯の割合は、減少傾向で推移し、平成22年には28.0%となっており、子どものいる世帯は3世帯に1世帯以下になっています。

■18歳未満児童がいる世帯割合の推移



■一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合の推移



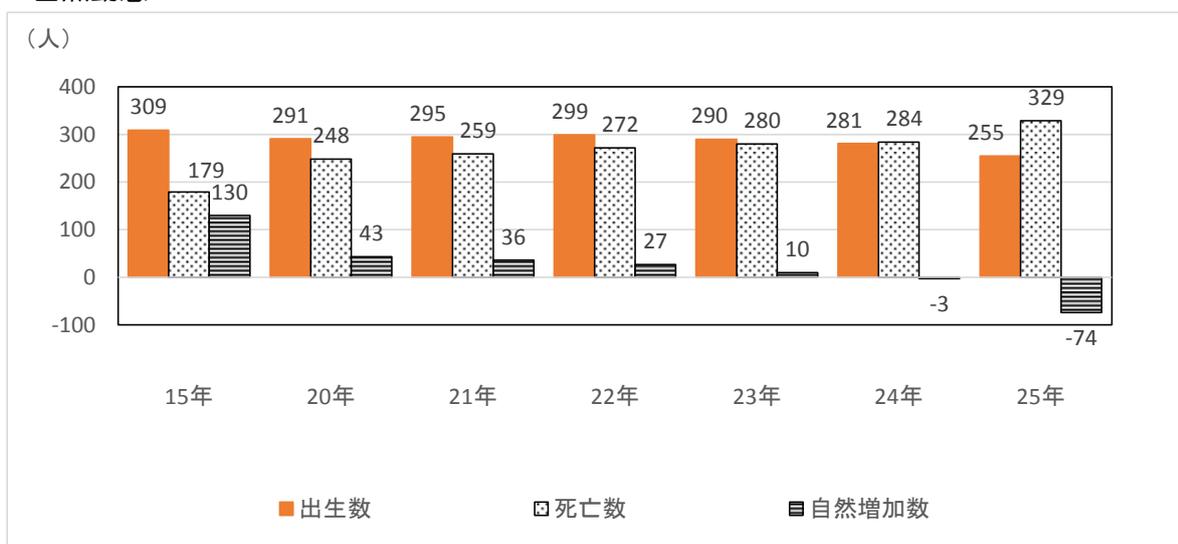
資料：国勢調査

3 人口動態の推移

出生数から死亡数を減算することによる人口の自然動態を見ると、平成23年までは死亡数が出生数を下回って推移していましたが、平成24年以降は死亡数が出生数を上回り自然増加数は、24年以降マイナスとなっています。

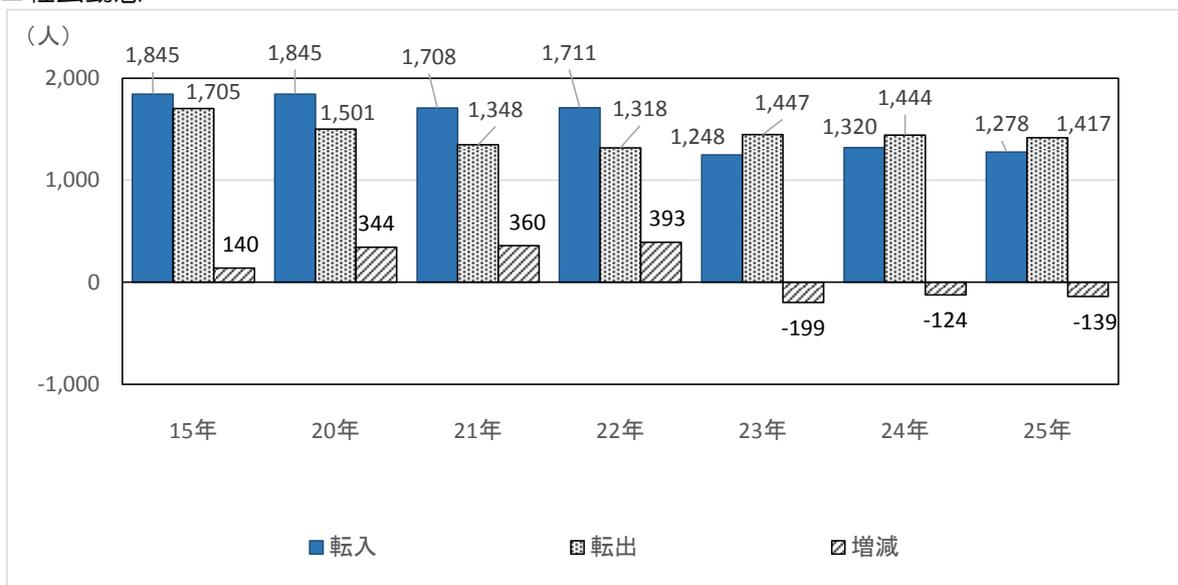
転入数から転出数を減算することによる人口の社会動態では、転入数が転出数を上回り、平成23年まで増加で推移していましたが、平成23年以降は転出数が転入数を上回り、社会動態はマイナスで推移しています。

■自然動態



資料：埼玉県保健統計

■社会動態

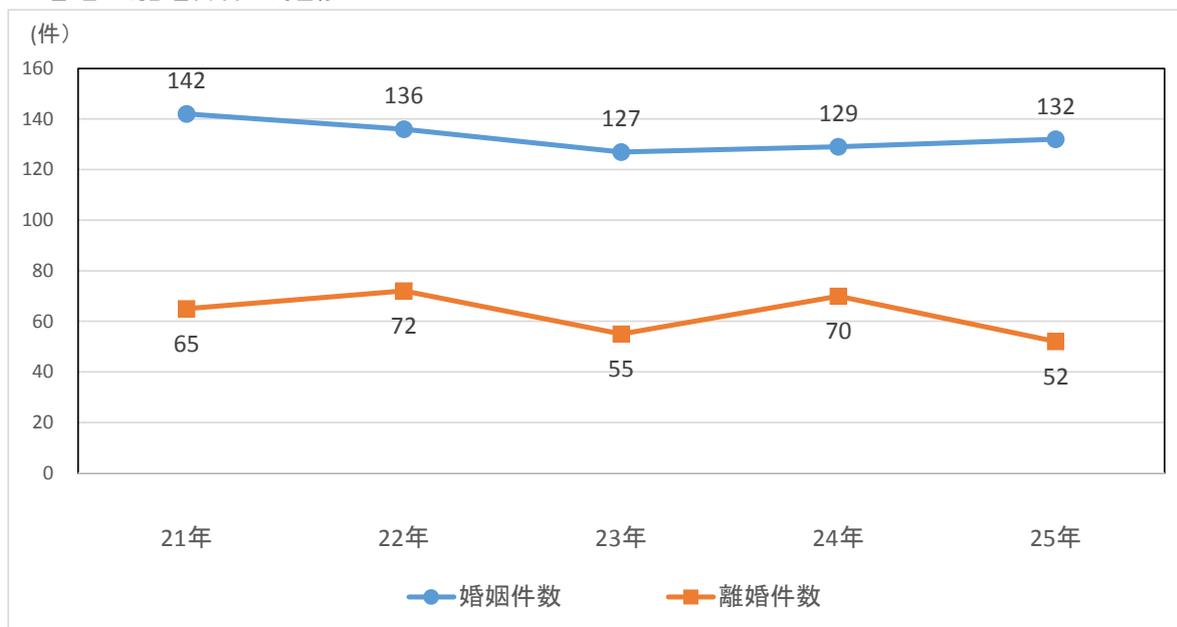


資料：三芳町異動事由別件数

4 婚姻、離婚件数の推移

婚姻件数は減少傾向で推移しており、平成25年は132件となっています。
離婚件数は平成22年の72件が最も多く、横ばい傾向で推移しています。

■婚姻・離婚件数の推移



資料：埼玉県保健統計

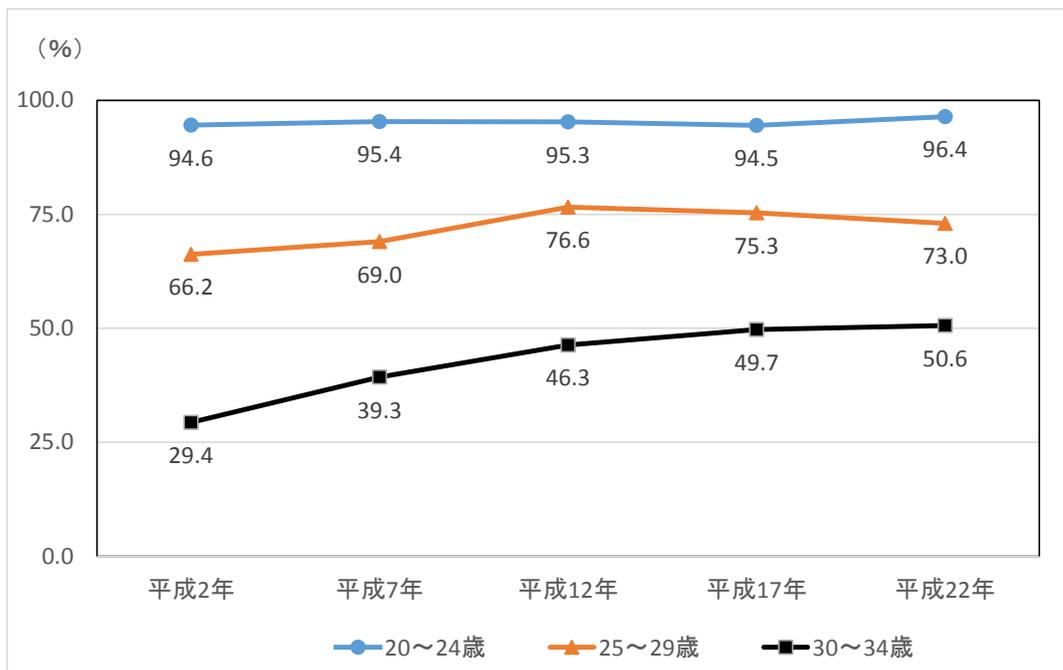
5 未婚率の推移

未婚率の状況を見ると、各年齢層とも増加傾向で推移しています。

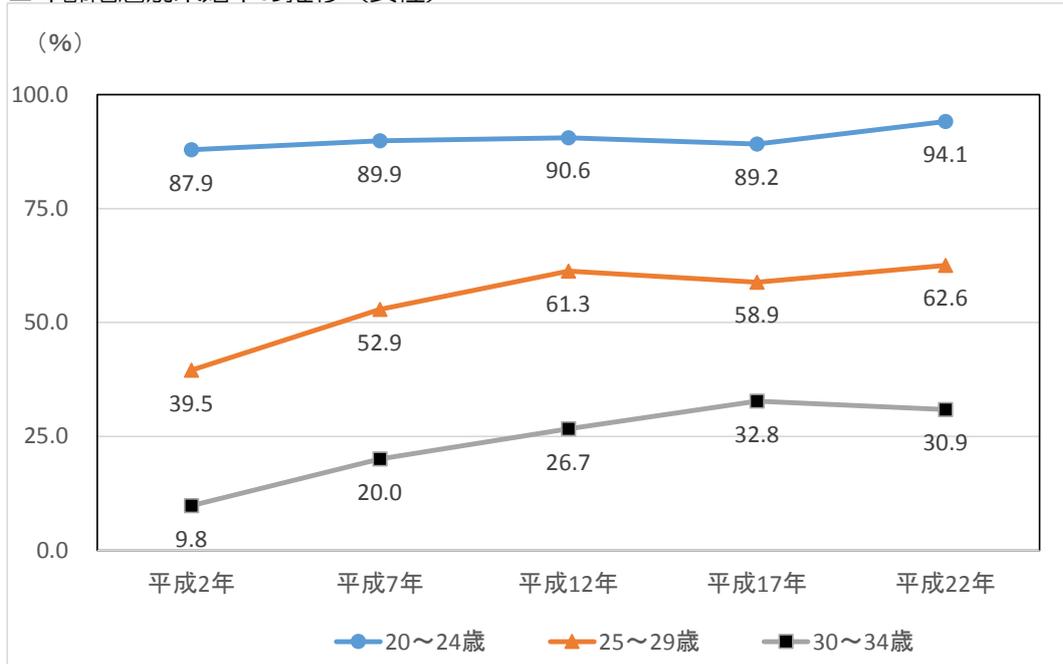
男性では、20～24歳が90%台で推移し、特に高くなっています。

女性では各年齢層とも増加傾向となっており、未婚率を男性と比較すると低いものの非婚化、晩婚化が進行しています。

■年齢階層別未婚率の推移（男性）



■年齢階層別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

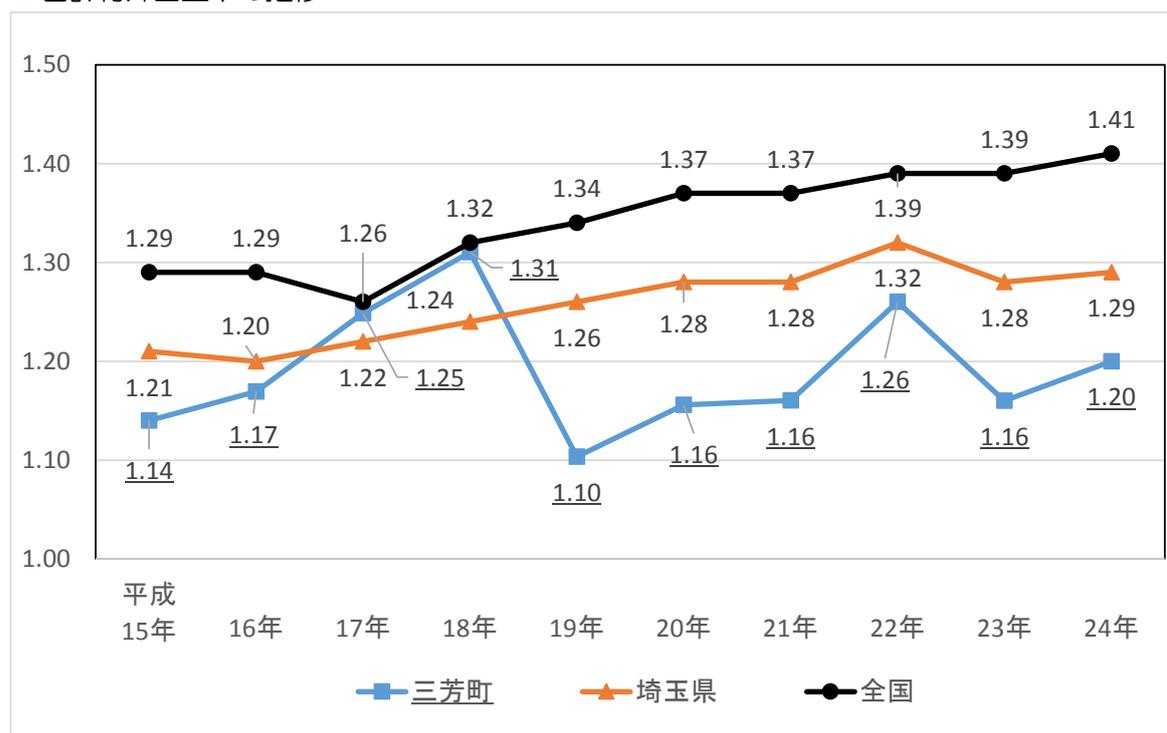
6 出生数の推移

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数です。

国や県は緩やかに増加傾向で推移していますが、三芳町は19年以降は県平均を下回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移

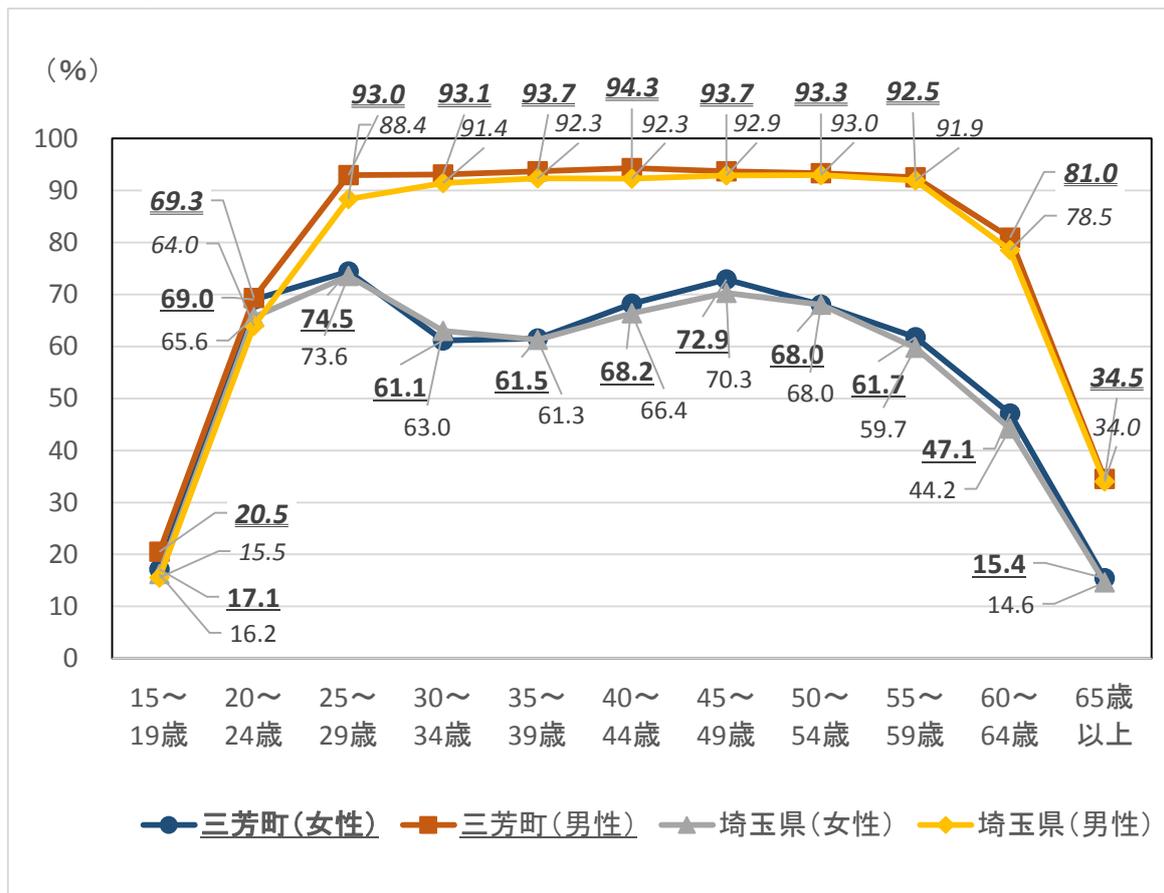


資料：埼玉県保健統計

7 男女の就労状況

女性の労働力率をみると、20歳代後半から落ち込んでおり、M字型曲線を形作っていますが、県平均と比較すると、県平均をやや上回っている状況となっています。

■年齢別労働力率



資料：平成22年国勢調査

8 子育て関連施設の状況

町内の子育て関連施設は以下のとおりです。

■子育て関連施設一覧

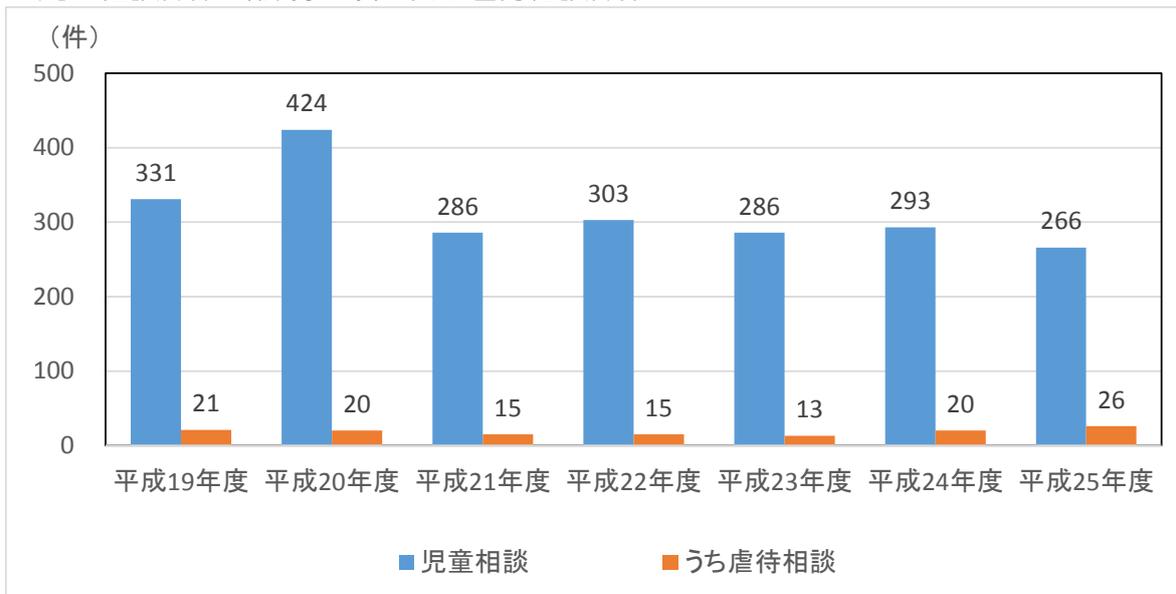
No.	施設	箇所数
1	子育て支援センター(公立1 私立2)	3
2	保育園(公立2 私立3)	5
3	障害児通園施設	1
4	幼稚園	3
5	家庭保育室	3
6	小学校	5
7	中学校	3
8	児童館	3
9	学童保育室(公設公営7)	7
10	図書館	2

9 児童虐待・いじめ等の状況

本町の児童相談における児童虐待件数（新規のみ）の推移をみると、児童相談件数は減少傾向で推移していますが、虐待相談件数は増加傾向で推移しています。

また、いじめの認知件数は小学校、中学校とも増加傾向で推移しています。

■児童相談件数（新規のみ）及び虐待相談件数



資料：こども支援課

■いじめの認知件数

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校 5校	0	4	1	6	23
中学校 3校	0	2	4	3	63

※平成25年度は集計方法変更

資料：教育委員会

本町の児童生徒の不登校では、中学校の不登校生徒数は減少傾向で推移しています。
小学校の不登校児童数は、横ばい傾向で推移しています。

■不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校 5校	5	2	1	4	3
中学校 3校	42	37	18	23	18

資料：教育委員会

第3章

次世代育成支援行動計画の総括と評価と課題



第3章 次世代育成支援行動計画の総括と評価と課題

1 次世代育成支援行動計画の評価

次世代育成支援事業計画の基本目標別に事業の指標の実施状況から以下の評価を行います。

評価方法

1. 各事業の目標指標の達成状況をパーセントで評価します。
2. 事業の達成状況をA、B、Cで評価します。A：75%以上
B：50%以上 75%未満
C：50%未満

※指標が設定できない事業は（ ）で表示しています。

(1) 基本目標 1 地域で子育て支援をするために

主要課題	事業数	評価
(1) 子育て相談・情報提供の体制の充実	12	A:7 B:3 C:0 (2)
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	12	A:9 B:2 C:1
(3) 子育て支援のネットワークづくり	3	A:2 B:0 C:1
(4) 子育て家庭への経済的支援の充実	7	A:6 B:1 C:0
(5) 児童虐待防止対策の充実	8	A:5 B:2 C:0 (1)
(6) ひとり親家庭への支援の充実	7	A:5 B:0 C:0 (2)
(7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実	13	A:12 B:1 C:0

■評価と課題

「地域で子育て支援するために」の分野では概ね各事業が指標どおりに実施されました。子育てに関する情報提供を広報・ホームページを通じて行われました。

また、「こども家庭なんでも相談（家庭児童相談）」事業は、目標指標を大幅に上回り利用されています。

子育て相談に関するニーズが高いことから、今後も相談体制の充実を推進して行く必要があります。

(2) 基本目標2 子どもと親の健康づくりのために

主要課題	事業数	評価
(1) 子どもや親の健康の確保	13	A:12 B:1 C:0
(2) 食育の推進	8	A:3 B:1 C:4
(3) 思春期保健対策の充実	2	A:1 B:1 C:0
(4) 小児医療の充実	3	A:3 B:0 C:0

■評価と課題

「子どもと親の健康づくりのために」、「思春期保健対策の充実」、「小児医療の充実」の分野では概ね各事業が指標通り実施されました。

「食育の推進」では「栄養健康教育の充実」事業指標を開催回数としており、計画では年20回の開催を目指していましたが、参加状況等を勘案した結果2か月に1回以上の年7回の開催になりました。また、「地区組織の活動支援」事業、「食事の体験活動の充実」事業は、地区組織の食生活改善推進員の事業が実施できませんでしたので、今後は三芳町食育計画に基づく、家庭と子どもの所属施設や行政との協働により食育の推進に努めます。

「保健、教育等の連携推進」については事業計画策定の際の会議開催回数を目標値としており、完成後の会議は評価と見直しなど年3回となりました。

目標指標を開催回数としている事業については、参加者数等の統計を基に適切な回数の設定にしていける必要があります。

今後も子育てに関する不安や負担を軽減し、安心して子どもを育てられるよう各種健診の受診を推進するなど事業の充実を図る必要があります。

また、乳幼児の健康を守り、安心して育児ができるよう小児医療体制の充実を図る必要があります。

(3) 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のために

主要課題	事業数	評価
(1) 子どもの人権の擁護	3	A:3 B:0 C:0
(2) 次代の親の育成	3	A:2 B:0 C:1
(3) 教育環境の充実	11	A:7 B:3 C:1
(4) 家庭の教育力の向上	2	A:1 B:0 C:1
(5) 地域活動の充実	11	A:9 B:2 C:0
(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	A:3 B:3 C:1

■評価と課題

「子どもの人権の擁護」、「地域活動の充実」の分野では概ね各事業が計画通り実施されました。

「子どもの心身の健やかな成長のために」の分野では次代の親の育成の「思春期赤ちゃんふれあい体験学習」事業が学校からの要望がなかったため23年度以降開催されませんでした。

教育環境の充実の「情報社会への対応」事業において教員一人あたりのICT*を活用した平均授業数が指標の50%に満たない実績となっています。

家庭の教育力の向上の「子育て講座・教室の開催」事業は年60回を目標値にしていたのですが、講座の内容によっては、他の保健センターの講座に含めて実施されたため、単独講座では月2回の開催ペースで年12回の開催が実績値となって数値的にはC評価となりました。

子どもを取り巻く有害環境対策推進の「健全育成に関する審議連絡調整」事業は、案件に対する速やかな対応により問題が解決したため、連絡調整会議は開催されていません。目標を会議回数だけに設定したため目標値を下回りました。目標数値の設定について考慮すべき課題がありました。

今後も親の学習等を通じて、家庭における教育・子育て力の向上を支援するとともに、豊かな心を育む教育環境の整備が必要です。

*ICT…デジタルテレビ及びコンピュータ等

(4) 基本目標4 仕事と子育ての両立のために

主要課題	事業数	評価
(1) 保育サービスの充実	13	A:6 B:2 C:4 (1)
(2) 多様な働き方のできる環境の整備	4	A:3 B:1 C:0
(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	4	A:3 B:1 C:0

■評価と課題

「多様な働き方のできる環境の整備」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」の分野では概ね事業が指標どおり実施されました。

「仕事と子育ての両立のために」の分野では保育サービスの充実の「認可保育園整備」事業で待機児童をなくす目標としましたが、まだ待機児童の解消となっていません。「病児保育」事業、「休日保育」事業の実施は関係機関との調整が必要なことから継続的に検討中となっています。

「みどり学園と保育所との交流保育」事業は10人を指標としていましたが、3人とどまっています。今後は、年長児のみを対象としないで、できるかぎり交流をしていく方向で対応していきます。

今後もワーク・ライフ・バランスの推進のために、保育環境の整備とともに、働く場の理解の推進も必要となることから、保育環境の整備充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解を企業へ働きかける必要があります。

(5) 基本目標5 安心して子育てのできる環境づくりのために

主要課題	事業数	評価
(1) 安全な都市環境の整備	5	A:1 B:2 C:2
(2) 安心して外出できる環境の整備	2	A:2 B:0 C:0

■評価と課題

「安心して子育てのできる環境づくりのために」の分野では、「安心して外出できる環境の整備」の分野では指標通り事業が実施されました。

「安全な都市環境の整備」の「歩道の整備」事業が工事中のため開通に至っていない状況です。

また、「公共施設トイレのベビーベッド等の整備」事業は引き続き関係担当課と調整し、今後整備する施設には設置を推進していきます。

今後も子どもと共に安心して外出できるよう、歩道等の歩行空間の整備を推進する必要があります。

(6) 基本目標6 子どもが安全に生活するために

主要課題	事業数	評価
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	2	A:1 B:1 C:0
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	7	A:5 B:1 C:1

■評価と課題

「子どもの交通安全を確保するための活動の推進」の分野では概ね各事業が実施されました。

「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」の分野では、概ね事業が実施されましたが「不審者対応マニュアルの作成・見直し」事業の不審者対応訓練は、実施回数の指標を年3回としていましたが、1回の開催で予定していた参加者が集まりました。

今後も関係機関と連携し、防犯体制の充実に努めるとともに、バリアフリー工事等を推進し通行時の安全確保が課題です。

第4章

.....

教育・保育の提供区域の設定及び人口推計



第4章 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

1 教育・保育提供の考え方

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下のとおりです。

■目的および区域の設定の考え方

	項 目	内 容
1	目 的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。
2	設定の考え方	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
3	国が示している区域イメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて設定。

(2) 町内の教育・保育の施設状況

本町の教育・保育施設は以下の状況となっています。

■保育園(所)

No.	施設名	備考
1	三芳元気保育園	私立
2	あずさ保育園	私立
3	桑の実三芳保育園	私立
4	三芳町立 第一保育所	保育所休止中
5	三芳町立 第二保育所	公設公営保育所のいずれかに 指定管理者制度などの民間活 力による運営を検討する。
6	三芳町立 第三保育所	
7	三芳町立 みどり学園	町立

■幼稚園

No.	施設名	備考
1	みふじ幼稚園	私立
2	小鈴幼稚園	私立
3	かみとめ幼稚園	私立

■小学校

No.	施設名	備考
1	三芳小学校	町立
2	藤久保小学校	町立
3	上富小学校	町立
4	唐沢小学校	町立
5	竹間沢小学校	町立

■中学校

No.	施設名	備考
1	三芳中学校	町立
2	三芳東中学校	町立
3	藤久保中学校	町立

■家庭保育室

No.	施設名	備考
1	家庭保育室 ベビールーム つくしっこ	私立
2	家庭保育室 保育ルーム げんき三芳園	私立
3	家庭保育室 すくすく保育園	私立

(3) 本町が定める教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

本町では上記の条件を総合的に勘案した結果、教育・保育提供区域を1区域とします。

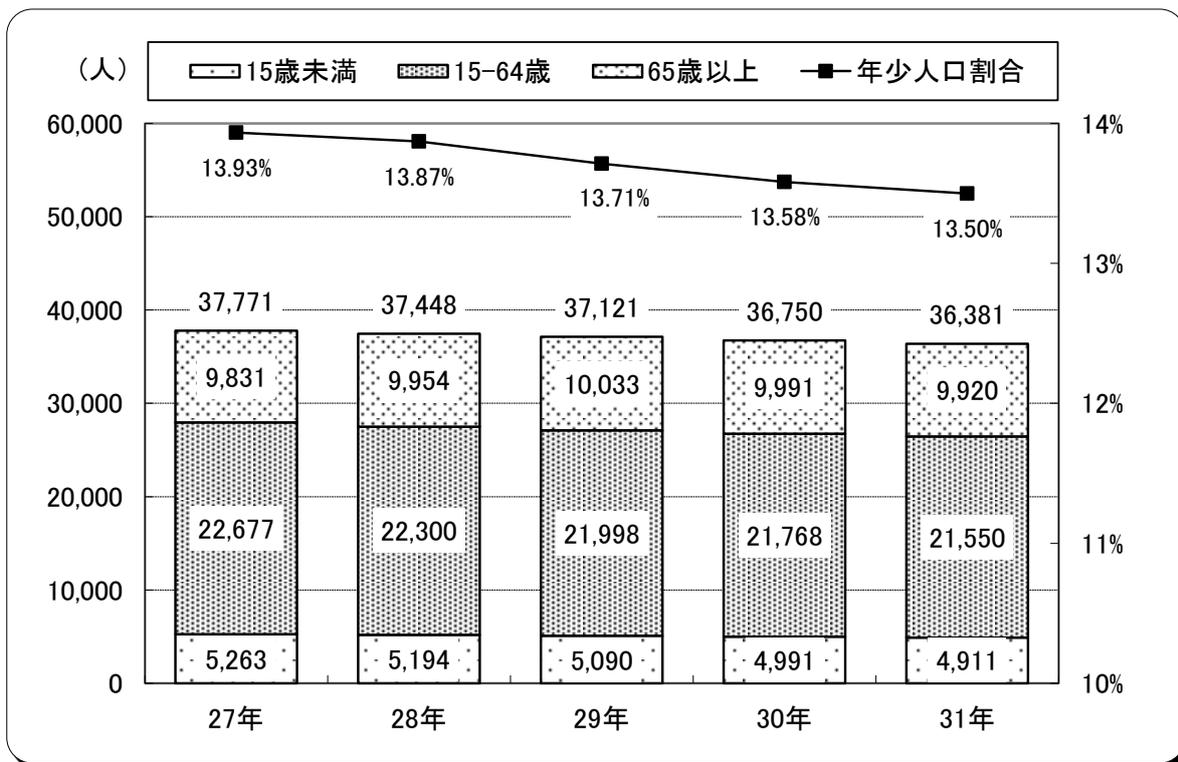
2 人口推計

(1) 総人口の推計

平成21年10月から平成25年10月の住民基本台帳人口から人口推計をした結果、総人口は減少傾向で推移すると見込まれます。

年齢3区分別にみると、65歳以上(高齢者人口)は29年をピークに減少すると見込まれ、15歳未満(年少人口)、15~64歳(生産年齢人口)は減少傾向で推移すると見込まれます。

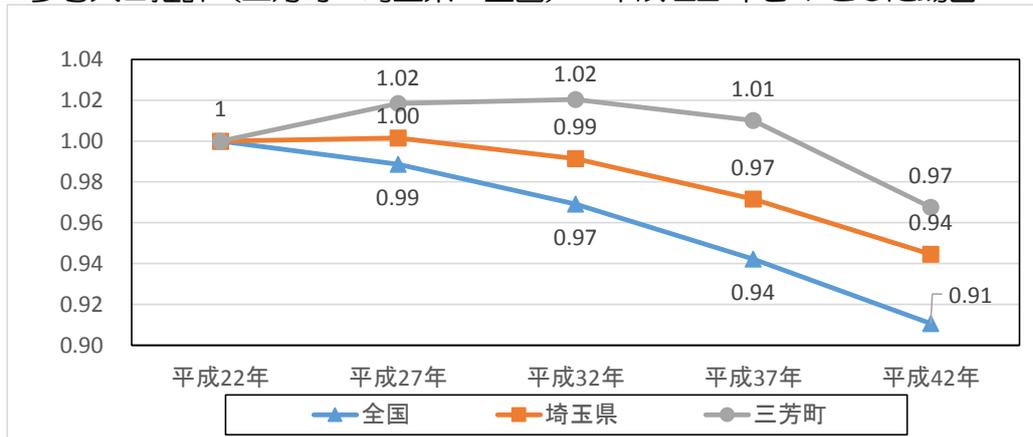
■人口推計



※コホート変化率法による推計：平成21年~26年における人口変化率を適用

※資料：住民基本台帳

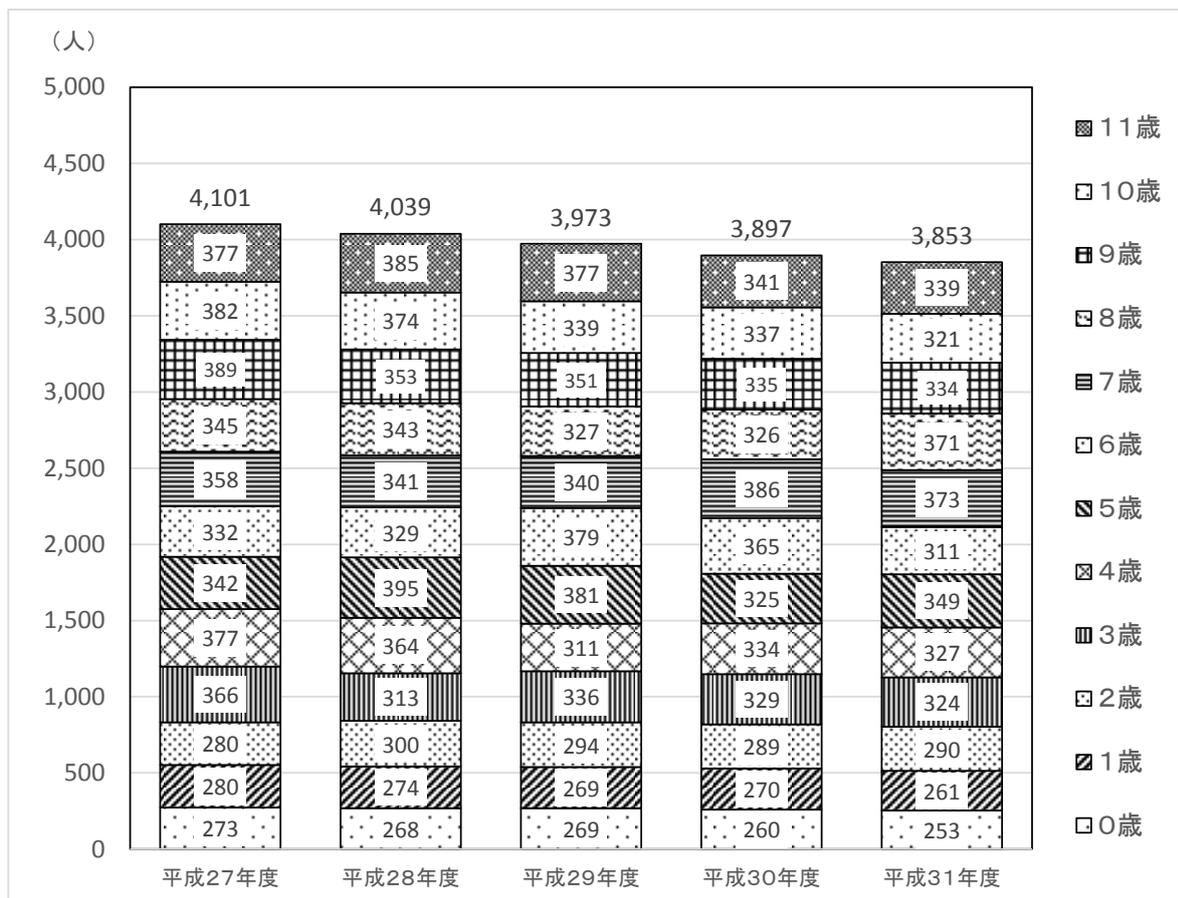
■参考人口推計（三芳町・埼玉県・全国） 平成22年を1とした場合



※国立社会保障・人口問題研究所（国勢調査結果による推計）

(2) 将来の児童数の推計

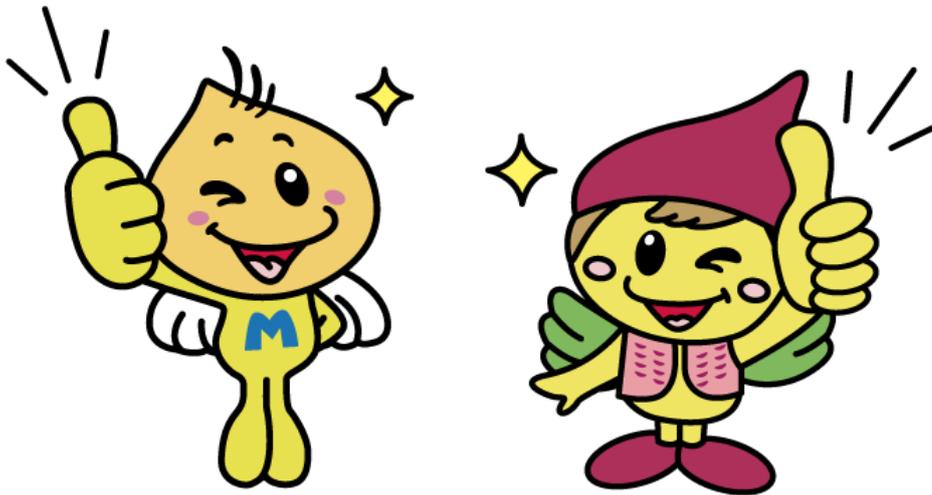
本町における11歳までの将来の児童数では、平成31年には3,853人となると推計しています。また、本計画期間である平成27年から平成31年までに250人程度の児童が減少すると推計しています。



資料：コーホート変化率法による推計値（各年4月1日）

第5章

子育て支援の取り組み



第5章 子育て支援の取り組み

基本目標1

地域で子育て支援をするために

1 子育て相談・情報提供の体制の充実

具体的事業

情報が氾濫する社会の中にあってもニーズにあう情報が届かない、身近な情報交換の場がないという状況に陥らないよう、子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制の整備に努めます。

また、家庭の養育力が弱まっていたり、子育てに不安を感じたり悩みを抱える保護者が増えていると考えられるため、関係機関との連携を強化して、相談体制の充実を図ります。

さらに、妊娠期から子育て期にわたるまで様々なニーズに対して総合的相談支援を提供できるよう、利用者支援事業に「母子保健型」*を新設できるよう努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	広報啓発事業	広報紙・ホームページで提供する子育てに関する情報を充実する。 ○ホームページ上の子育てのカテゴリーの内容充実 ○携帯サイトによる情報提供	秘書広報室 各担当課
2	子育て情報の提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等を、広報や情報紙、ホームページ等での確に提供する。 ○パンフレットの配布 ○ホームページの活用	こども支援課 健康増進課 (保健センター)
3	子育てガイドブックの発行	子育て家庭に対する情報提供のため、子育てに係る様々な情報を掲載したガイドブックを発行する。	こども支援課 (児童福祉担当) 健康増進課 (保健センター)
4	家庭児童相談(こども家庭なんでも相談)	家庭における適切な児童の養育と児童の問題の解決を図るため、家庭児童相談員による相談を行う。 ○直通ダイヤル・面接・訪問 ○専門機関との連携	こども支援課 (児童福祉担当)
5	子育て相談	育児の悩みやお母さんのリフレッシュのための相談に、子育て相談員が応じ、関係機関とも連携し、対応する。 ○電話・面接	こども支援課 (子育て支援センター)

No.	事業名	事業内容	担当課
6	育児相談	0歳から就学前児童を対象に、身体測定及び、保健師・管理栄養士による個別育児相談事業を実施。また、事業以外にも、個々に対応する。 ○電話・面接	健康増進課 (保健センター)
7	子どもの相談	発育発達についてフォローの必要な子どもに対して、小児科専門医・言語聴覚士・臨床心理士による個別相談を実施する。早期療育等への支援を行う。 ○面接	健康増進課 (保健センター)
8	女性相談事業	子育て、家族、人づきあい、セクハラ、暴力など女性の様々な悩みの相談に対応する。	総務課 (人権推進担当)
9	みどり学園相談事業 (非在園児)	専門的な相談が必要な事例に対して、みどり学園で契約している非常勤専門職員（ST）**を、町内の相談、指導を必要とする子どもの相談事業に活用する。 また、PT・OT***・臨床心理士の導入をめざす。	こども支援課 (みどり学園)
10	子育てに関する総合支援窓口	子育てに関する事業の実施、情報提供、相談などを行う。また、こども支援課が担当していない事業・相談などは、担当課等を案内する。	こども支援課 相談担当課
11	精神保健福祉に関する事業	こころの健康問題や精神疾患への対応などについて「精神保健福祉相談」を行う。また、家庭や地域におけるこころの健康問題の早期対応や理解を深めるため、「こころの健康講座」を開催する。	福祉課 (障がい者支援担当)

* 「母子保健型」・・・子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で、保健師等の利用者支援専門員等が相談対応により個別のニーズを把握し、必要に応じて関係機関と協力して妊娠期から子育て期にわたり、継続的にきめ細かい支援を実施していく、利用者支援事業。

**ST・・・言語聴覚士

***PT・OT・・・理学療法士・作業療法士

2 地域における子育て支援サービスの充実

具体的事業

在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。子育て支援センターでの相談・交流事業等の充実、保育所等施設の多機能化、学童保育室や児童館の充実など身近な地域での子育て支援を充実します。

No.	事業名	事業内容	担当課
12	子育て支援センター運営事業	多様化する保育ニーズに対応するため、子育て家庭を総合的に支援する子育て支援センターの機能を充実する。 ○相談体制の充実 ○情報提供体制の充実 ○子育て講座の充実 ○子育て家庭と子どもの交流の場の充実 ○子育てグループの支援	こども支援課 (子育て支援センター)
13	保育所等整備事業	保育需要を見極め、民間活力の活用を図りながら、保育所等を適正に配置する。	こども支援課 (保育担当)
14	家庭的保育事業等整備事業	家庭的保育事業等に対して、保育環境の整備を促し、乳幼児の心身の健やかな育成を図る。	こども支援課 (保育担当)
15	学童保育室施設の整備事業	放課後留守家庭の児童の健全な育成を図り、保育ニーズに因るため学童保育室施設を整備する。利用者が増加しているため、必要に応じて分割、新設等適正な運営に努める。また、指定管理者制度や民設民営の活力の導入を検討する。	こども支援課 (学童保育室)
16	児童館における乳幼児親子支援	乳幼児を抱える親子が、安心して楽しく遊べる場所としての役割を充実させると共に、集団遊びの場をもうけることにより親同士の交流や子育てにおける情報交換の機会を提供する。 ○「あそびのへや」の充実 ○乳幼児親子向け行事	こども支援課 (児童館)
17	療育施設の充実	児童福祉法による児童デイサービス事業所として、療育環境及び施設を充実する。 ○他機関との連携の拡大、充実 ○施設設備整備	こども支援課 (みどり学園)

No.	事業名	事業内容	担当課
18	町主催事業における託児サービス	情報化社会に対応するため、乳幼児のいる親が、各種講座等、町の主催する事業へ参加できるよう、主催場所において、一時保育等の託児サービスを実施する。	事業担当課
19	図書館における児童図書蔵書の充実	乳幼児や保護者の誰もが平等に優れた本と出会うことができ、親子で本を読みあう喜びを味わえる環境を整備するために、児童図書（絵本、物語、知識の本）の蔵書を充実させる。	図書館
20	図書館における乳幼児対象のおはなし会等の充実	乳幼児対象のおはなし会（絵本、紙芝居、わらべうた、推薦図書の紹介）を開催し、他の参加者と交流しながら親子が一緒に本やお話を楽しめる時間を提供する。	図書館
21	ブックスタート	新生児4か月健診会場（保健センター）で図書館スタッフが親子1組ずつに読み聞かせをし、絵本1冊と図書館推薦絵本リストを贈呈。絵本を介して親子で心豊かな時間を持つことを推奨する。	図書館
22	ブックスタート・プラス	2歳児歯科健診後に、中央図書館で図書館スタッフが親子1組ずつに読み聞かせをし、絵本1冊と図書館推薦絵本リストを贈呈。絵本を介して親子で心豊かな時間を持つことを推奨する。	図書館
23	子育てフリースクエア	子育て中の親が、育児の悩みを相談したり、個々の出会いを地域ネットワークへと繋げる目的で実施する。 専門の相談員を置き、育児不安など深刻化する前に、対処できる場としても活用していく。	公民館
24	「赤ちゃんの駅」整備事業	乳児等といっしょに外出しやすい環境づくりのため、公共施設や商業施設の中に授乳をする部屋やおむつ交換のための台を設置する。	こども支援課 （保育担当）
25	「パパママ応援ショップ」利用啓発事業	埼玉県が実施する「子育て家庭優待制度」について周知する。	こども支援課 （保育担当）
26	「パパママ応援ショップ」協賛店舗募集事業	埼玉県が実施する「子育て家庭優待制度」に協賛する店舗を募集する。	こども支援課 （保育担当）

3 子育て支援のネットワークづくり

具体的事業

地域の子育て支援や相談体制の充実を図るために、地域の子育て支援事業を推進する、子育てグループへの支援や子育てサポーターの発掘・育成に努めます。また、多様な子育てニーズに対応するため、住民同士が相互に助け合い子育てを支え合う、ファミリーサポートセンター事業が地域に浸透するよう、会員の育成や利用しやすい制度づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
27	子育てネットワークづくり	子育て支援センターや身近な児童館、保育所などを利用して活動する子育てグループや子育てサポーターの発掘と育成支援に努める。子育てネットワークに対しては事業を共催で実施し、活動を支援する。 ○子育てグループの育成と支援 ○子育てサポーターの育成と支援	こども支援課 健康増進課 (保健センター) 生涯学習課 (生涯学習担当)
28	ファミリー・サポート・センター事業	育児を必要とする人が、育児を提供できる人から、保育所・幼稚園・学童保育室からの帰宅後の預かり、保育所・学童保育室の送迎などの子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を強化推進する。	こども支援課 (ファミリー・サポート・センター)
29	子どもの読書活動支援ボランティアの養成	子どもの読書環境整備の一環として、子どもの本に関する知識や手渡す技術を備えた地域ボランティアを養成し、情報提供・研修会開催などでその活動を恒常的に支援する。 ○「子どもの本の講座 ～読み聞かせの本の選び方・読み方～」開催 ○「図書館ボランティア研修会」 ○住民主催、小学校主催の「読書ボランティア研修会」への図書館司書派遣	図書館
30	子ども読書ネットワーク事業	子どもの読書ネットワークを構築し、子どもたちが本やおはなしを楽しみ、読みたい本と出会える機会を増やす。 図書館、学校、保育所、その他子どもに関する施設や部署、民間施設（幼稚園等）読書ボランティア等との連携で、町ぐるみで子どもの読書活動を応援する事業を実施する。	図書館

4 子育て家庭への経済的支援の充実

具体的事業

子育ての経済的負担を軽減し、子どもの健全な育成と保健の向上、福祉の増進を図るために、各種手当や医療費の助成を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
31	児童手当支給	家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質向上を目的とし中学校修了までの子どもを養育している保護者に対して手当を支給する。	こども支援課 (児童福祉担当)
32	こども医療費の助成	0歳から中学校修了までの子どもの医療費の一部を支給して、子育て家庭への経済的支援及び子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	こども支援課 (児童福祉担当)
33	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費等の支給等、就学奨励事業を行う。	学校教育課 (学務担当)
34	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費等の支給等、必要な援助を行う。	学校教育課 (学務担当)
35	幼稚園への就園補助	満3歳児、3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費補助金を支給する。	学校教育課 (学務担当)
36	家庭保育室保育料軽減費	家庭保育室を利用する保護者の負担を軽減するため、保護者が負担する基本保育料の一部を町が負担する。	こども支援課 (保育担当)

5 児童虐待防止対策の充実

具体的事業

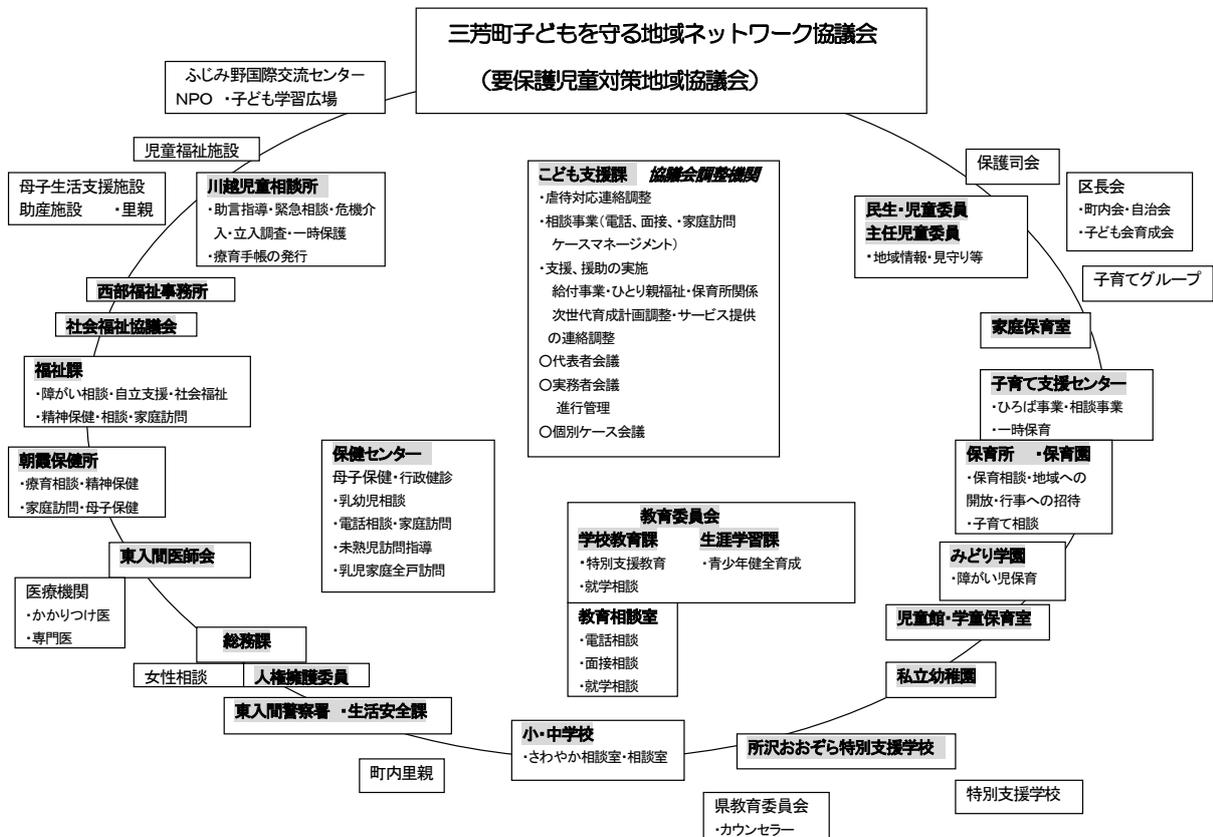
行政、警察、民生・児童委員、各種団体等、社会全体が連携し、虐待の早期発見と早期の対応に取り組むとともに、虐待の予防に努めます。

児童虐待の予防と適切な対応ができるよう、福祉・保健・医療など関係機関・団体が連携して三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会の機能強化に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
37	三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会	<p>虐待を受けている子どもを始めとする要保護・要支援児童等の早期発見や適切な支援を図るために、その子どもに関する各機関が情報を共有し、連携しながら的確な対応を図る。また、調整機関は虐待事例について進行管理、関係機関等との連絡調整を図る。</p> <p>○構成：福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関 25 団体</p> <p>○代表者会議、実務者会議（講演会含む）、個別ケース会議を開催</p>	<p>こども支援課 健康増進課 （保健センター） 福祉課 学校教育課 生涯学習課 総務課</p>
38	虐待予防と相談体制の充実	<p>日常的な子育て支援の充実のほか、母子健康手帳交付時、健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会において児童虐待の早期発見やハイリスク家庭への関係機関と連携した支援を行う。また虐待防止推進月間等での広報やホームページ、啓発活動（ポスターの掲示、リーフレットの配布等）、子どもを守る地域ネットワーク協議会による講演会での研修でも予防に努める。</p> <p>児童虐待が疑われる通報等を受けた際は、緊急受理会議を開き 48 時間以内に子どもの安否確認を行うため児童相談所や保健センターなどと連携し家庭訪問等をする。</p> <p>また、一時保護や施設入退所など個別に対応が必要な際は、関係機関と子どもを守る地域ネットワーク協議会でケース会議を行い、方針の決定と役割分担をして継続的に支援を行う。子ども自身への啓発や相談を通して虐待の早期発見・防止対策を充実するため、町内小中学校への児童虐待防止やSOSカード等の配布による周知を図る。</p>	<p>こども支援課 （児童福祉担当） 健康増進課 （保健センター） 福祉課 学校教育課 生涯学習課 総務課 担当部署</p>

No.	事業名	事業内容	担当課
39	主任児童委員、民生児童委員の活用	主任児童委員及びこども支援課が定期的に連携し、要保護児童の早期発見、その後の見守りや地域協力体制の強化を図る。 ○連携会議の開催	こども支援課 (児童福祉担当)
40	児童保護の充実	里親制度と養護施設の利用については児童相談所、母子生活支援施設の入所については西部福祉事務所と連携・調整を図り適切な対応に努める。	こども支援課 (児童福祉担当)
41	オレンジリボンキャンペーンの推進	児童虐待防止推進のシンボルのオレンジリボンの普及のため、児童虐待防止推進月に住民へオレンジリボンを配布し、啓発活動を行う。 ○オレンジリボンキャンペーン実行委員会を組織して配布	こども支援課 (児童福祉担当)
42	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児全世帯を対象に、育児の孤立化の防止や健康支援を行うことを目的に、育児上必要な情報提供の実施や適切なサービスの提供に結び付ける活動を行う。	健康増進課 (保健センター)

三芳町における児童相談支援に関わる社会資源とネットワーク



6 ひとり親家庭への支援の充実

具体的事業

ひとり親家庭の保護者と子どもが健やかに成長するように教育・福祉・保健の関係機関が連携して相談事業を充実します。

また、貸付制度等の適正運用や相談事業、ひとり親家庭医療費助成や児童扶養手当を継続し、支援を強化していきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
43	ひとり親家庭等医療費助成	母子及び父子家庭、親がいないために代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭に、医療費の一部を支給して、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。	こども支援課 (児童福祉担当)
44	ひとり親ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親の育児負担の軽減と就労支援のために、ファミリー・サポート・センターの利用料金の半額を補助する。	こども支援課 (児童福祉担当)
45	みなし寡婦控除	婚姻によらない子どもの保護者の、経済的な負担軽減のために、保育料算定の際にみなし寡婦控除を適用する。	こども支援課 (保育担当)
46	母子及び寡婦・父子福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦又は父子の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため必要な資金の貸付の手続きを行う。	こども支援課 (児童福祉担当)
47	ひとり親家庭相談体制の充実	ひとり親家庭の悩みを解決しながら自信をもって育児をし、子どもが健やかに成長するよう、教育・福祉・保健の関係機関が連携して相談体制を充実する。また、西部福祉事務所との連携で、母子自立支援員（女性相談員）による相談を実施する。	こども支援課 (児童福祉担当)
48	ひとり親家庭児童就学支度金	就学祝金として、中学校に入学する児童を養育している（非課税世帯）ひとり親家庭に、県のひとり親家庭児童就学支度金の支給手続きをする。	こども支援課 (児童福祉担当)
49	児童扶養手当支給	父母の離婚、父または母の死亡等によって父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する。	こども支援課 (児童福祉担当)
50	母子家庭・父子家庭自立支援事業の推進	母子家庭及び父子家庭の自立へ向けて関係機関と連携し、就業、資格取得、常用雇用等を支援、相談体制の整備を図る。	こども支援課 (児童福祉担当)

7 障がいや発達遅れのある子どもへの支援の充実

具体的事業

障がいや発達遅れのある子どもが安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携のもと、相談・支援体制の充実、障がいの状況に応じた療育の場の確保、障がい福祉サービスの充実、特別支援教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。

また、発達障がい等の早期発見及び健全な発育を促し、幼保小の連携や小中連携などを密にとることにより、切れ目のない育児支援を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
51	障がい児の福祉サービス利用に関する相談事業の実施	障がいを持つ乳幼児の家族から福祉サービスの利用に関する相談を受け関係機関と連携を図りながらサービスの利用調整を行う。	福祉課 (障がい者支援担当)
52	レスパイト事業*の実施	生活サポート事業、地域生活支援事業の日中一時支援事業、障害者総合支援法の短期入所事業などの各種制度を状況に応じて提供する。	福祉課 (障がい者支援担当)
53	重度心身障害者医療費支給制度	心身に重度の障がいのある児童に医療費の一部を支給して、重度心身障がい児の福祉の増進を図る。	福祉課 (障がい者庶務担当)
54	特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいのある児童を、家庭において養育している方に支給する手当。	福祉課 (障がい者庶務担当)
55	在宅重度心身障害者手当	在宅の重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として支給される手当。	福祉課 (障がい者庶務担当)
56	心身障害児通園奨励費の支給	日常生活に必要な知識等を身に付けるため、通園又は通学している心身障がい児の保護者に支給。	福祉課 (障がい者庶務担当)
57	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満で、一定の条件に該当する障がい児に支給される手当。	福祉課 (障がい者庶務担当)

*レスパイト事業・・・在宅心身障がい児の家庭における介護が、家族の急病等で一時的に困難になった場合、短期間保護する事業です。

No.	事業名	事業内容	担当課
58	臨床発達心理士の活用	乳児期から義務教育終了まで、その年代毎に臨床発達心理士の継続的な相談事業を行う。必要があれば関係機関との連携も図る。 ○母子保健事業 ○みどり学園相談事業 ○特別支援アドバイザー事業	健康増進課 (保健センター) こども支援課 (保育所) (みどり学園) 学校教育課 (指導担当)
59	三芳町地域自立支援協議会障がい児支援検討部会の実施	障がい児に関する課題を整理し、健全な発育のために必要な環境整備や支援策を検討し自立支援協議会、福祉計画策定審議会に提言する。	福祉課 (障がい者支援担当)
60	学童保育室における障がい児童の受け入れ	学童保育室への障がい児の受け入れを推進する。 機会を図り障がい児受け入れのための研修に職員を参加させ、職員の資質向上を図る。 ○藤久保、北永井学童保育室の2ヶ所で特別支援学級に在籍している児童の受け入れ、職員の加配。	こども支援課 (学童保育室)
61	障がい児保育	加配保育士を配置し、きめ細かい保育を行う。また、みどり学園と地域の保育園等での交流保育を定期的にはかるなど、障がいのある子どもとない子どもと一緒に保育をすることにより、相互の健全な成長を促進する。	こども支援課 (保育所)
62	みどり学園通所訓練指導等推進事業	心身の発達に遅れや障がいのある乳幼児を対象とした児童デイサービス施設。集団生活の中で基本的な生活習慣の確立をめざす。また児童への訓練、指導及び保護者との相談等により、家庭への支援につなげる。	こども支援課 (みどり学園)
63	就学支援・相談	障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりからの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う。	学校教育課 (指導担当)

基本目標2

子どもと親の健康のために

1 子どもや親の健康の確保

具体的事業

妊娠・出産・子育ての各段階に応じて、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図るために、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図り、親子の健康保持・増進に対し適切な働きかけを行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
42 再掲	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児全世帯を対象に、育児の孤立化の防止や健康支援を行うことを目的に、育児上必要な情報提供の実施や適切なサービスの提供に結び付ける活動を行う。	健康増進課 (保健センター)
64	乳幼児健康診査	定期健診により、疾病及び発達異常の早期発見及び予防に努める。また、子育てへの不安や悩みへの対応も行う。 ○4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・ 2歳児歯科健診・3歳児健診	健康増進課 (保健センター)
65	母子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康の保持増進と、仲間づくりの支援を行う。 妊娠から出産・育児、栄養などの知識をもち、健康の保持増進を図る。休日に開催することで、父親の参加を促し、妊婦及びその家族が、安心して妊娠から出産、その後の育児に取り組めるよう支援する。 ○両親学級 ○離乳食講座等 ○育児学級	健康増進課 (保健センター)
66	母子訪問指導	訪問指導によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持、増進に努める。訪問指導を通し、若年・ひとり親・経済的困窮家庭など、養育に不安なケースについては、早期からの関わりを実施できるよう努める。 ○妊産婦、訪問指導 ○新生児訪問指導 ○未熟児訪問	健康増進課 (保健センター) こども支援課 (児童福祉担当)
67	健診後のフォロー体制づくり	発育発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと、適切な対応を図る。 ○発育発達相談・心理相談・言語相談	健康増進課 (保健センター)

No.	事業名	事業内容	担当課
68	予防接種事業	予防接種法の主旨を踏まえ、受けやすい環境を整え、予防接種を周知・実施する。	健康増進課 (保健センター)
69	乳幼児歯科相談事業	乳幼児の口腔の健全な発育を促し、心身の健康増進を図るため、継続的な診査・指導を行い、子どもの歯科保健に関する不安・悩みに応える。	健康増進課 (保健センター)
70	歯科健康教育	3歳児健診終了後の歯科検診について、保育所等と連携を取り、ブラッシング教室等を実施し、歯科保健を推進する。	こども支援課 (保育所) 健康増進課 (保健センター)
71	健康相談体制の充実	母と子の健康について気軽に相談できるよう、医療機関や保健所との連携により、相談体制の充実を図る。	健康増進課 (保健センター)
72	健康教室・講演会の開催	母親の健康の維持・増進のため、女性が健康についての正しい知識を身につけられるよう、各種の教室、講演会の開催について検討する。 ○各種の教室の開催 ○各種の講演会の開催	健康増進課 (保健センター)
73	不妊に対する情報の提供体制の整備	不妊治療を実施している医療機関と、治療に関する相談機関の情報や動向を保健所と連携を取り、住民へ提供する。	健康増進課 (保健センター)
74	就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握するために、健康診断及び知能検査を実施し、保健上必要な助言や適正な就学指導を行う。	学校教育課 (学務担当)

2 食育の推進

具体的事業

子どもが「食」について関心を持ち、よい生活習慣を身につけ、「食」に関わる活動や伝統的な食文化の継承に参加することで、いきいきとした心と体をつくり、安心とぬくもりを実感できるくらしが実現できるように、平成26年に策定した「三芳町食育推進計画」に基づいて、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・行政の協働による食育を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
75	栄養健康教育の充実	乳幼児健診の場や各種健康教育事業を充実し、食を通じた健康づくりを支援する。	健康増進課 (保健センター)
76	食育事業の推進	子どもの「食べる力」を育てるために、発育・発達過程に応じた食育事業を推進する。	健康増進課 (保健センター)
77	栄養相談の充実	乳幼児健診や乳幼児相談等において、栄養士による相談を充実し、食を通じた健康づくりを支援する。	健康増進課 (保健センター)
78	食に関する情報提供	乳幼児検診や健康教育等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報提供を行う。 ○食育HPの作成・活用促進	健康増進課 (保健センター)
79	保育所における食育の推進	保育所食育計画に基づき日々の食事・行事・日常の保育を通して、児童の良い食習慣を形成する。また、保護者を対象に「食育」に関する普及啓発に努める。 ○児童と共に野菜などの栽培 ○クッキング保育 (児童と一緒にクッキーやカレーを作る) ○保護者対象給食試食会 ○給食の展示 ○献立表配布 ○給食レシピ発行	こども支援課 (保育所)
80	保健、教育等の連携の推進	保健、教育の連携により、子どもの成長に応じた取り組み(食に関する学習機会や情報の提供)を進める。 ○保健・保育所・学校給食(教育)の連携による三芳町食育推進栄養連絡会の運営	健康増進課 (保健センター)

3 思春期保健対策の充実

具体的事業

学童期から思春期にかけて心身の健全な成長への支援として、相談事業や健康講座を学校と地域の関係機関と連携して行います。また、学校カウンセリングについては、研修会を実施するなど相談機能の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
81	学校カウンセリング研修会の実施	学校カウンセリングの研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図る。	学校教育課 (指導担当)
82	学校保健との連携	小学校、中学校の児童・生徒を対象に、子どもたちが自分を大切に「生きる力」を身につけていけるよう、学校保健と地域保健が連携を取り、総合的に健康教育を実施する。 ○各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と健康教育との連携を図った指導計画の作成・実践 ○学校保健と地域保健との連携による各事業の実施	学校教育課 (指導担当) 健康増進課 (保健センター)

4 小児医療の充実

具体的事業

小児救急医療における近隣市町村・関係機関との連携を強化し、夜間の急患への対応等、緊急医療体制を充実します。また、関係機関や医師会と連携をとり、小児時間外救急医療体制の確保に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
83	緊急医療体制の確保	夜間など急患の場合の対応について、消防署や医療機関との連携をとり、充実する。また、保健センターで夜間・休日にかかることができる医療機関について健康カレンダー等へ掲載するなど住民への周知を行う。	健康増進課 (保健センター)
84	小児時間外救急医療の実施	休日急患診療所で夜間・休日の急患に対応する医療体制を充実する。	健康増進課 (保健センター)
85	小児救急電話相談 (#8000)の啓発	子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じる、小児救急電話相談を周知する。	健康増進課 (保健センター)

基本目標3

子どもの健やかな成長のために

1 子どもの人権の擁護

具体的事業

「子どもの権利」についての啓発を、子ども自身にも保護者に対しても行い、虐待やいじめにつながる問題を未然に防ぐ活動を推進します。また、学校をはじめ、警察、民生・児童委員、地域のボランティアなどと連携しながらいじめ、非行、引きこもり、不登校に対応していきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
37 再掲	三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るために、その子どもに関する情報を各機関が共有し、連携しながら的確な対応を図る。また、調整機関は虐待事例について進行管理、関係機関等との連絡調整を図る。 ○構成：福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関 25 団体 ○代表者会議、実務者会議（講演会含む）、個別ケース会議を開催	こども支援課 健康増進課 （保健センター） 福祉課 学校教育課 生涯学習課 総務課
86	児童の権利に関する啓発	子どもの個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため「子どもの権利条約」の啓発、普及に努める。 ○5月の児童福祉週間、11月の児童虐待防止推進月間等の折に広報などによる啓発活動	こども支援課 （児童福祉担当） 生涯学習課 学校教育課 総務課
87	いじめ・不登校への対応	いじめ・不登校などの問題については、学校・家庭・地域等との連携を密にし、一体となった児童生徒の健全育成を図る。また、校内の生徒指導、教育相談体制の充実を図り、組織的、計画的、継続的な指導を行う。 ○三芳町及び各校における「いじめ防止基本方針」に基づく取組 ○三芳町適応指導教室の運営 ○不登校対策検討推進委員会での研究	学校教育課 （指導担当）

No.	事業名	事業内容	担当課
88	学校教育相談	<p>教育相談を身近な場所で行えるように、学校教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との緊密な連携をしながら、全ての教育活動を通じて、児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、より望ましい成長と自己実現への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談室の機能の充実と相談活動の活性化 ○関係機関との緊密な連携 ○小・中学校への教育支援員の配置 ○中学校へのさわやか相談員、スクールカウンセラーの配置 ○三芳町教育相談室・適応指導教室の常任相談員による相談及び学校訪問 ○適応指導員による相談活動 ○教育相談連絡協議会 	学校教育課 (指導担当)

2 次代の親の育成

具体的事業

福祉・教育・男女共同参画などの関係分野に渡って、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育や意識啓発の充実に努めます。

また、これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるように、保育所及び乳幼児健診の場等を活用して、乳幼児とふれあい、学ぶ機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
89	中学生の保育体験	命の大切さ尊さを理解するため、町立中学校において保育所等での体験活動を行う。 ○中学生社会体験チャレンジ事業での保育所体験活動	学校教育課 (指導担当)
90	世代間交流の推進	子どもたちと高齢者の交流を図るために、老人ホームへの訪問や保育所での子どもの祖父母などとの交流会、児童館での伝承遊びなどの各種行事を実施する。また、高齢者の集いの場にも子どもたちを招待し、交流の場の拡大を図る。 ○老人ホームへの子どもの訪問(児童館) ○保育所での高齢者と子どもの交流会 ○児童館での伝承遊び	こども支援課 (保育所) (児童館)

3 教育環境の充実

具体的事業

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力を養い、豊かな情操を育むとともに、道徳教育等を通じた心の教育をはじめとして、人間性豊かな人格の形成が図られ学力の向上、豊かな心の育成、心身の健康の保持増進を進め、バランスのとれた成長を促します。

No.	事業名	事業内容	担当課
91	国際社会への対応	英語指導助手（ALT）を活用し、実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、中学生海外派遣や海外からの親善訪問団との相互交流を通して異文化理解を推進する。また、小・中学校へのALTや英語指導員の配置等を通して英語教育、小学校英語活動を充実させ国際社会や言語に対する興味を向上させていく。 ○中学生海外派遣の実施 ○海外からの親善訪問団との交流の実施 ○英語教育、小学校英語活動の充実	学校教育課 (指導担当)
92	日本語指導支援事業	日本語を母国語としない児童生徒に対し、各小・中学校にて日本語や生活習慣の違い等の指導を進める。日本語指導ボランティアに協力を依頼し、学校とともに日本語指導・支援を行う。	学校教育課 (指導担当)
93	情報化社会への対応	教育用コンピュータ及び周辺機器を活用して児童生徒の情報活用能力や情報モラルの育成に取り組む。情報通信ネットワークやICTを活用し、調べ学習やプレゼンテーション能力を育成する。	学校教育課 (指導担当)
94	環境教育の実践	各小中学校で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、相互の関連を図った全体計画・年間指導計画を作成し、学校の全教育活動を通して、環境教育の実践的な学習に取り組む。家庭と連携して、全ての学校でエコライフデーの取組を行う。	学校教育課 (指導担当)

No.	事業名	事業内容	担当課
95	特別支援教育の推進	<p>児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーターを中心とする校内就学支援体制の整備 ○特別支援教育に係る教職員研修の充実 ○特別支援アドバイザーの学校訪問 	学校教育課 (指導担当)
96	小・中学校と保育所等の交流の推進	<p>青少年の健全育成を図るため、小・中学校と保育所や幼稚園との交流を推進する。また、「小1プロブレム」の解消のために、幼・保・小の連携を強化し、対策を進める。</p> <p>小中一貫教育を推進し小中学校の滑らかな接続を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育の推進 ○幼・保・小中学校連絡協議会の開催 ○小1プロブレムの解消* ○保育所の子どもたちの小学校行事への参加・学校見学 ○保育所への町内中学校の職場体験・福祉体験の受入れ 	学校教育課 (指導担当)
97	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室事業	<p>子どもの健康の維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催する。</p>	生涯学習課 (スポーツ推進担当)
98	心の教育の推進	<p>生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心、道徳的な判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うため、学校の全教育活動を通じて道徳教育の指導の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育推進講師を中心とした校内指導体制の充実 ○体験活動や実践活動の充実 ○家庭・地域社会との相互連携 ○三芳町道徳研究員による研究 	学校教育課 (指導担当)
99	学校図書館整備	<p>児童生徒が積極的に学校図書館を利用し読書活動に取り組めるよう、司書教諭を中心に計画的に図書購入及び環境整備を行い、学校図書館の充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館司書の配置 ○学校図書館教育推進委員会、司書連絡会の開催 	学校教育課 (指導担当)
100	芸術文化鑑賞活動推進事業	<p>町内の小・中学校を対象に音楽や演劇などの芸術文化を鑑賞する機会をつくり、幼少期からの芸術文化の浸透を目指す。</p>	生涯学習課 (生涯学習担当)

No.	事業名	事業内容	担当課
101	子どもの読書活動推進事業の充実	<p>「三芳町子ども読書活動推進計画」に準じ、「読み聞かせ」や「ストーリーテリング」、「ブックトーク（本の紹介）」などで、子供に本や物語の魅力を伝え質の高い読書へと導く取り組みを図書館内外で推進する。</p> <p>そのために学校等との連携、地域ボランティアの養成と活用、親への啓発（家庭へのアプローチ）を実施し、広く恒常的に推進できるよう環境整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館子ども読書動機付け事業 ○町立図書館司書の学校ブックトーク授業訪問 ○読書ボランティア養成講座 ○町内ボランティア学習会、子どもの読書関連行事への協力（講師、協力者派遣など） 	図書館

*小1プロブレム・・・小学1年の児童が教室で立ち歩いたり、勝手に出て行ったりして授業が進まない状態となることをいい、原因として、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足などがあると指摘されています。

4 家庭の教育力の向上

具体的事業

子どもの発達過程に応じて適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報提供や学習機会を充実し、家庭での子育て力の醸成を図ります。

また、保護者が地域の見守りの中で仲間とともにのびのびと子育てをし、子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
102	子育て講座・教室の開催	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身に付けられるよう、専門の講師による講座等を開催する。また、育児経験に乏しい親たちの、育児への不安や悩みを解消するため、子育て講座・教室を開催する。公民館事業と連携し、乳幼児が自由に遊べる子育てフリースクエア（子育てサロン）に主任児童員や保健師が参加し、乳児が自由に遊んだり、話を聞いたりする場所を設ける。	健康増進課 （保健センター） 公民館 こども支援課 （児童福祉担当） （子育て支援センター） （ファミリー・サポート・センター）
103	育児学級の充実	育児不安や悩みの解消と、地域で孤立しているお母さんたち、お父さんたちの仲間づくりを目的とした育児学級を開催する。それぞれの場所での、多彩な事業やイベントをとおして地域とつながり、人とつながるような機会を図っていく。	健康増進課 （保健センター） こども支援課 （児童福祉担当） （子育て支援センター） （ファミリー・サポート・センター）

5 地域活動の充実

具体的事業

児童館を中心に、子どもたちの居場所となるように、各種イベントや活動、ボランティア体験、体験学習の機会などを提供しています。さらに公共施設などを有効活用し、子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場づくり」を推進するとともに、自然体験、ボランティア体験、職業体験など体験学習の機会を充実していきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
104	地域での子どもの参画活動の促進	地域の子ども同士や子どもと大人たちの交流が図れるよう、各種団体の活動に対して積極的な支援を行う。 ○スポーツ大会（ドッジボール大会等） ○子どもフェスティバル	生涯学習課 （生涯学習担当）
105	青少年団体の育成	子ども会育成会連絡協議会等や青少年相談員協議会、ボーイスカウト三芳団等の青少年健全育成の推進を目的とした活動全体に対して助成を行う。また、ジュニアリーダー養成キャンプ等の研修を実施する。	生涯学習課 （生涯学習担当）
106	青少年の主張大会の開催	青少年教育及び青少年に対する理解と認識を深めるために青少年の主張大会を開催する。	生涯学習課 （生涯学習担当）
107	学校開放推進事業	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進める。	生涯学習課 （スポーツ推進担当）
108	健全育成に関する啓発事業	児童福祉週間（5月5日から一週間）について、（財）こども未来財団の募集により最優秀賞に選ばれた標語を「広報みよし」に掲載し、住民に紹介する。	こども支援課 （児童福祉担当）
109	児童館における児童健全育成事業	児童館において、子どもたちの成長に大切な遊びを異年齢児童の中で幅広く体験し、地域や年齢の差を越えて人の関わりを学び、心と体の健全な発達を促す。また、さまざまな行事に参加することにより、子どもたちが興味関心を広げ、チャレンジする心と根気を育てる。 行事の企画立案、実施に子どもたちが自ら携わることで、達成感と感動が得られるように努める。 ○工作教室・手芸教室・お料理教室・映画会・卓球教室・ゲーム大会・一輪車教室・こま大会。季節の行事等 ○おばけやしき・ちくじまつり・わくわくカーニバル ○クラブ活動 一輪車クラブ	こども支援課 （児童館）

No.	事業名	事業内容	担当課
110	地域の子どもたちの学習支援と居場所づくり事業	公民館を中心に、学習活動支援をはじめとして居場所を確保するなど支援していく。	公民館 生涯学習課
111	環境教育の推進	環境を考えることにより、子どもたちの生きる力を育て、地域においても様々な人との交流を図っていく。 環境教育の推進を図る。 ○竹の子エコクラブ	環境課 (環境対策担当)
112	資料館活動の推進	子どもの探求心を育み、地域の歴史や文化に関心を持つきっかけとなる、さまざまな体験活動を実施する。 ○土曜体験教室 ○ジュニア三富塾	歴史民俗資料館
113	体験学習の推進	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や校外学習を実施する。 ○ボランティア活動の実施 ○体験学習・交流活動の積極的な実施	学校教育課 (指導担当)
114	職場体験学習	中学生に保育所、図書館、体育館などでの職場体験の場を提供し、「働くこと」の喜びや厳しさを知ることを通して、「働くこと」への意欲を育て、自分の将来について考えるきっかけとなるよう職場体験学習を実施する。	学校教育課 (指導担当)

6 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

具体的事業

子ども自身が有害情報等に巻き込まれない力を身につけることができるよう、メディアリテラシー*の観点から、家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進に努めます。

また、学校、警察、地域と連携して青少年非行防止パトロールをはじめとする青少年健全育成活動を促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
115	有害図書等自動販売機調査の実施	関係機関との連携を強化し、町内に有害図書自動販売機が設置されることのないよう、見廻り活動を実施する。	生涯学習課 (生涯学習担当)
116	非行防止活動等ネットワークづくり	青少年育成推進員を主軸に各行政区、学校関係者、警察、少年指導員と連携し、青少年非行防止パトロール等を実施する。	生涯学習課 (生涯学習担当)
117	健全育成に関する審議連絡調整	三芳町青少年問題協議会において、健全育成に関する審議、各団体間の連絡調整を行う。	生涯学習課 (生涯学習担当)
118	健全育成対策の充実	非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法の普及啓発活動を実施する。 ○青少年活動指導者の育成 ○青少年健全育成条例等普及啓発活動（コンビニ等における有害図書等の区分陳列や購入禁止表示についての調査、啓発活動） ○有害環境の浄化活動	生涯学習課 (生涯学習担当)
119	青少年育成推進員活動への支援	青少年育成埼玉県民会議長から委嘱された青少年育成推進員による様々な活動を支援する。 また、学校訪問等を行い青少年を見守り育てる活動を実施する。 ○非行防止パトロール	生涯学習課 (生涯学習担当)
120	情報モラル教育の推進	家庭や学校で情報教育と合わせて情報の活用の仕方学ぶ教育を推進する。また、メディア依存の弊害についての啓発、情報モラル教育を推進する。	学校教育課 (指導担当)
121	有害情報から子どもを守るための取り組みの推進	インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための取り組み（携帯電話フィルタリング機能の普及促進等）を推進する。	学校教育課 (指導担当)

*メディアリテラシー・・・情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解して、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力。

基本目標4

仕事と子育ての両立のために

1 保育サービスの充実

具体的事業

就労形態やニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めます。保育所（園）・認定こども園については、待機児童解消に向けて定員の確保を図るとともに、サービスの基盤整備については、教育・保育施設はもとより、地域型保育施設等の多様な選択肢の確保に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
122	延長保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図る。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
123	低年齢児保育	入所希望の増加している低年齢児に対応するために、産後休暇明けからの保育を行う。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
124	一時保育	保護者の都合等により、一時的に保育が必要な場合に対応するため、保育園での一時保育を実施する。 利用時間の延長、土曜開設など充実を図る。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
125	特定保育	短時間勤務（月64時間）に満たない人など保護者の就労形態の多様化に対応するため、一定程度、継続的に保育ができる特定保育を実施する。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
126	施設型保育施設整備事業	認可保育園・認定こども園の開園を推進し、待機児童の解消を図る。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
127	産褥期のヘルパー派遣	産後間もない時期におけるヘルパーの派遣を社会福祉協議会の友愛サービス事業につなげる。	こども支援課 (児童福祉担当)
128	地域型保育サービスの活用	地域型保育事業で子どもを預かってくれる小規模保育施設、家庭保育室等を町内で確保できるように努める。また、その他民間の保育サービスの活用について、現状を把握しつつ、サービスの確保に努める。	こども支援課 (保育担当)

No.	事業名	事業内容	担当課
129	保育士の資質向上	子ども一人ひとりの発達段階と個性に応じて、適切な保育ができるよう、研修等を通して保育士等の資質の向上に努めるとともに、適正な配置を図る。 ○保育士研修 ○乳児保育研修 ○障がい児保育研修	こども支援課 (保育担当) (保育所) (みどり学園)
130	学童保育室の整備	働く親を支えるために、留守家庭の小学生の保育を行う。また、異年齢の友達と生活を共にする中で、いろいろな事を学び楽しく有意義に放課後を過ごせるような保育の実施を図る。また、適正規模になるよう整備を進める。	こども支援課 (保育担当) (学童保育室)
131	病児・病後児保育	病児又は病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。実施については、三芳町・富士見市・ふじみ野市の二市一町共同（広域）での実施、事業拡大も含めて検討する。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
132	休日保育	女性の就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育の推進を図る。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
133	健康管理	保育所において定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達の状況を把握し、健康増進に努める。	こども支援課 (保育所)
60 再掲	学童保育室における障がい児童の受け入れ	学童保育室への障がい児の受け入れを推進する。 障がい児受け入れのための研修にも職員を参加させ、職員の資質向上を図る。 ○藤久保、北永井学童保育室の2ヶ所で特別支援学級に在籍している児童の受け入れ、職員の加配。	こども支援課 (学童保育室)
134	みどり学園と保育所との交流保育	障がいのある子どもとない子どもと交流保育をすることにより、相互の健全な成長を促進する。	こども支援課 (みどり学園)

2 多様な働き方のできる環境の整備

具体的事業

就労意向のある保護者が子育てと仕事を両立できるよう、事業所等に対する職場環境の見直しを促進するとともに、就労情報の提供や就職支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
135	就労環境改善への支援	育児休業取得の推進や女性の再雇用制度の普及・労働条件の明確化などについて、事業主や従業員に対して商工団体及び各種媒体を通じリーフレット等を配布し啓発活動を行う。 また、次世代育成支援対策推進法の10年間延長により、「事業主行動計画」の策定・届出が義務又は努力義務が課されたことを受け、対象となる企業と連携協調して計画策定を支援する。	観光産業課 (商工観光担当)
136	就労情報の提供	就労を支援するため、ハローワーク所沢の発行している求人情報を庁舎内に設置及びホームページ上にフレッシュ求人情報を掲出し、併せて、国や県など関係機関と連携を図りながら、資格や技能を取得出来るよう情報収集を行い情報の提供に努める。	観光産業課 (商工観光担当)
137	内職の相談及びあっせん	家庭外で働くことが困難な方へ内職に関する相談及びあっせんを行い、「在宅就労」を支援する。	観光産業課 (商工観光担当)
138	女性の就労・再就職支援	資格取得や再就職のための知識や技能を習得するための各種講座等への参加の呼びかけを行う。	観光産業課 (商工観光担当)

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

具体的事業

男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれる働き方ができるよう、国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
139	育児への父親の参加の促進	父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催する。 ○両親学級	健康増進課 (保健センター)
140	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会の実現のため、「三芳町男女共同参画プラン」に基づいて施策を展開し、意識改革や理解の促進を図る。 ○男女共同参画情報誌「まなざし」・「広報みよし」による情報提供 ○講演会・セミナーによる学習機会の充実	総務課 (人権推進担当)
141	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男性も含めた働き方の見直しを推進し、ワークライフバランス（仕事と家庭の調和）の普及啓発に努める。また、仕事と家庭・地域活動の両立しやすい職場環境の整備を促進する。 ○三芳町男女共同参画推進会議との連携	総務課 (人権推進担当)
142	育児・介護休業法の普及	男女がともに育児や介護などの家庭生活と職業生活を両立して働き続けることができるよう、職場や事業主、地域に対して「育児・介護休業法」の普及に努める。	観光産業課 (商工観光担当)

基本目標5

子どもが安心・安全な生活ができるために

1 安全な都市環境の整備

具体的事業

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、交通安全施設の整備に努め、安全な道路環境を推進します。

子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
143	歩道の整備	高齢者、身体障がい者など、全ての歩行者が安全に安心して歩行ができる、歩道空間の整備や段差解消、及びガードレール等の安全整備等を行う。	道路交通課 (道路管理担当)
144	公共施設トイレのベビーベッド等の整備	ユニバーサルデザインを考慮した安全な公共施設整備促進の一環として、公共施設建設時や施設改修を行う際には、乳幼児連れ親子等の地域参加に配慮した、オムツ換えシートや親子で利用できるトイレ等を整備する。 ○オムツ換えシートの設置 ○多目的トイレ*の設置	財務課 (管財契約担当)
145	子どもの遊び場の整備	子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、公園等の遊び場を整備する。	都市計画課 (みどり公園担当)
146	住環境の整備	良好な住環境の維持やコミュニティの形成を図るため、地区計画や建築協定など住民のイニシアチブで街づくりを推進する。	都市計画課 (都市計画・ 区画整理担当)
147	都市計画道路整備事業	都市計画マスタープランに位置付けている街路事業として、健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保され、安全で安心できる道路整備に向けての事業を推進する。	道路交通課 (道路整備・ 交通施設担当) 都市計画課

*多目的トイレ・・・室内が広く、ベビーカーと一緒に入ることが可能で、乳児のオムツ換えのためのベッドが備えてあるトイレなどのことを指します。

2 安心して外出できる環境の整備

具体的事業

防犯灯や外灯の整備・管理を行い、町の防犯体制を強化します。また、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を進めるため、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」の取り組みを行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
148	防犯灯の整備	犯罪を未然に防止し、安心して生活できる犯罪のない明るいまちづくりのために防犯灯を設置し管理する。 生活道路を中心に未設置箇所を整備し、防犯上特に危険と見られる場所にはLEDへの移行も行う。	道路交通課 (道路整備・交通施設担当)
149	公園灯の整備	都市公園等の公園灯の整備、管理を行う。	都市計画課 (みどり公園担当)

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

具体的事業

地域の関係者と連携し、交通安全教育、交通安全推進員による街頭指導など子どもを交通事故から守るための取り組みを推進するとともに、学校・家庭・地域を通じて子どもや保護者に対する交通安全に関する情報提供や意識啓発に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
150	子どもの交通安全対策	学校、警察、交通指導員、都市安全グループと連携し、子どもの交通安全の意識及び能力の向上を図る。 ○各小学校、保育所(園)で、交通安全教室の実施 ○交通指導員の立哨指導・研修 ○安全安心マップの作成・更新・活用	自治安心課 (防犯防災担当)
151	交通安全の啓発	関係機関、交通安全団体や行政区と連携し、交通安全意識の高揚及び交通事故の抑止に努める。子どもを交通事故から守るために、交通安全についての知識の普及啓発に努める。 ○各種交通安全教室の開催 ○危険交差点での交通安全街頭啓発活動 ○町ホームページへの掲載	自治安心課 (防犯防災担当) 学校教育課 (指導担当)

4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

具体的事業

地域の関係機関、団体と連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取り組みを推進するとともに、子どもや保護者への犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
152	防犯関係機関、団体との情報交換	警察と管内市町の地域防犯推進委員と行政区・学校・PTA等による定期的な連絡調整を図る。 ○犯罪・不審者情報の提供（東入間警察署より） ○広報紙への「地域防犯ニュースひがしいるま」の掲載	自治安心課 （防犯防災担当）
153	安全教育の促進	学校や家庭・地域の実態に即した安全教育の指導計画を作成し、教育活動全体を通じて継続的、組織的な指導に取り組む。スクールガードがパトロール活動を行い、学校・保護者・地域が一体となり、関係機関と連携を図りながら安全教育を行う。 ○不審者を想定した子ども対象の避難訓練の実施 ○保護者への啓発	学校教育課 （指導担当）
154	東入間防犯・暴力排除推進協議会への負担金の交付	東入間防犯・暴力排除推進協議会に対し、負担金を交付し、防犯に関する活動を推進する。 ○東入間防犯・暴力排除推進大会 ○防犯啓発リーフレット等作成、配布 ○東入間防犯・暴力排除年末街頭キャンペーン	自治安心課 （防犯防災担当）
155	防犯に関する普及啓発活動の実施	警察署と関係機関及びボランティアが連携して、犯罪のない明るい社会の実現を目指して普及啓発活動を行う。 ○青色防犯パトロール講習会の開催と車両の運行 ○安全安心マップの作成・更新・活用 ○地域防犯活動（パトロール等）への支援 ○広報みよし、町ホームページ、看板・のぼり等による防犯啓発	自治安心課 （防犯防災担当）
156	不審者対応マニュアルの作成・見直し	児童・生徒の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルを作成・見直し、教職員、児童生徒に周知し、児童生徒が安全に生活できる学校環境の整備を行う。	学校教育課 （指導担当）

No.	事業名	事業内容	担当課
157	児童の安全管理	<p>保育所及び学童保育室・児童館等における児童の防犯情報の提供、職員の意識向上。</p> <p>子どもたちの安全管理を推進するために、安全教育を行う。</p> <p>○危機管理マニュアルによる危機管理体制の充実</p>	こども支援課 (保育担当)
158	子ども110番の家設置推進	<p>子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の設置を町内の小・中学校、PTA、広報等を通して協力依頼し、設置軒数の増加を推進する。また、もしもの時の対応に備え、緊急マニュアルを設置者に提供する。</p>	生涯学習課 (生涯学習担当)

第6章

今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み



第6章 今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区 分	年 齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5 歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭 等
2号認定	3～5 歳	幼稚園（就労している）	共働きであるが 幼稚園利用希望の家庭
	3～5 歳	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0 歳、1・2 歳	保育所・認定こども園＋地域型保育	共働き家庭 等

■事業一覧

事 業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園、認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所、院内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員子ども専用）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		46	48	53	54	57
確保の内容	認定こども園・保育所	51	52	54	54	54
	地域型保育事業	(9)	9	9	9	9

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設の保育確保人数9人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		246	252	247	246	242
確保の内容	認定こども園・保育所	165	185	207	207	207
	地域型保育事業	(36)	41	41	41	41

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設保育確保人数36人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

③ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育所において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■ 量の見込み及び確保の内容

		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		603	327	596	333	571	327
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	897	339	894	339	896	387
	地域型保育事業	-	(6)	-	0	-	0
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		550	323	556	335		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	896	387	896	387		
	地域型保育事業	-	0	-	0		

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設の保育確保人数6人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

2 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

本町では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みと確保方策について次のように計画しています。

① 利用者支援事業【新規】

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	子育て家庭の保護者
事業概要	子どもや保護者に、認定こども園・幼稚園・保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

■現状

利用者の支援としては、本町では子育て等に関する広報やホームページなどによる情報提供を行っています。また、子育て支援センターをはじめ、こども支援課の窓口などで子育て中の保護者からの相談にしています。

■量の見込みと確保方策

事業は実施する予定ですが、子育て「ソサエティ」を置いて相談に応じるなど、内容の詳細については、検討中です。

●量の見込みと確保方策

単位：箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	0	0	1	1	1

■家庭類型の考え方

タイプA： ひとり親家庭	(母子または父子家庭)
タイプB： フルタイム共働き家庭	(両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC： フルタイム・パートタイム共働き家庭	(フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプC'： フルタイム・パートタイム共働き家庭	(フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプD： 専業主婦(夫)家庭	(父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE： パートタイム共働き家庭	(両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプE'： パートタイム共働き家庭	(両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプF： 無業の家庭	(両親とも無職の家庭)

② 地域子育て支援拠点事業

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	すべて (A、B、C、C'、D、E、E'、F、Gの各タイプ)
対象者	0~2歳
事業概要	子育て支援センターやつどいの広場で、子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。

■現状

子育て支援センターのほか、業務を委託する町内2か所の保育園において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：箇所、人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	2	2	2	2	2
延べ利用親子数	7,919	12,480	11,520	10,080	9,100

■量の見込みと確保方策

引き続き、子育て支援センターにおける実施をはじめ、町内3か所の保育園に事業を委託し、事業量の確保に努めます。

●量の見込み

単位：箇所、人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施施設数	3	3	4	4	4
延べ利用親子数	10,000	10,000	11,000	11,000	11,000

③ 妊産婦健診事業

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	すべての妊婦
事業概要	妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査や HIV 検査等の実施及び対象となる妊婦への超音波検査を行う事業です。

■現状

埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、町の指定医療機関等において、妊産婦健診を実施しています。

●妊産婦健診事業の実施状況

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受診実人数	312	311	296	260	255
延べ受診者数	3,474	3,763	3,374	2,855	2,740

■量の見込みと確保方策

母子健康手帳交付時から、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、埼玉県医師会、埼玉県助産師会等と連携し、町の指定医療機関等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診できる医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

●量の見込み

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	受診実人数	273	268	269	260	253
	延べ健診回数	4,675	4,641	4,573	4,420	4,301

●確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保方策		4,675	4,641	4,573	4,420	4,301
	実施体制	埼玉県医師会、埼玉県助産師会				
	実施場所	妊婦の受診する産婦人科病院				
	検査項目	基本健診 14 回、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1 抗体検査、クラミジア核酸同定検査、B 群溶血性レンサ球菌検査等				

④ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
事業概要	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等のご案内を行う事業です。

■現状

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、町の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
訪問乳児数	-	-	234	251	258

■量の見込みと確保方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、町の保健センターによる事業の実施を予定しており、保健師5人の体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	273	268	269	260	253
確保方策	273	268	269	260	253
実施体制	5人（保健師：5人）				
実施機関	三芳町 健康増進課 保健センター				

⑤ 養育支援訪問事業

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
事業概要	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問を検討していきます。

■現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の健康増進課保健センターの保健師、助産師等が対象者の自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を、乳幼児全戸訪問の際に行っています。現在は、養育支援訪問として単独では行っていません。

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去実績と同じ方法による事業を見込んでいます。

引き続き、町の健康増進課保健センターによる事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師5人により、必要な事業の調査研究に努めます。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	すべて (A、B、C、C'、D、E、E'、F、Gの各タイプ)
対象児童年齢	0～5歳
事業概要	お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により一時的に家庭においてお子さんの養育が困難となった場合等に、乳児院や児童養護施設で短期間お預かりする事業です。

■現状

町内には乳児院や児童養護施設がありません、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になり、ほかに児童を看ってくれる人がない場合、児童を短期間（原則7日以内）預かる事業は、児童相談所を通して県の乳児院や児童養護施設で実施しています。

■量の見込みと確保方策

ニーズ量が過剰に算出されていると判断される（※子どもを預けるのに困難であったことがあると回答したすべての家庭のニーズに含める方法を用いたため）ことから、計画期間においては従来と同事業で対応することとし、引き続き県の乳児院や児童養護施設の利用を児童相談所等に依頼し、児童の保護に努めます。

また、ニーズがあることを考慮し、幅広く事業の調査研究をしていきます。

⑦ 子育て援助活動支援事業

事業概要	子どもの預かりや送迎など、「子育ての手助けを受けたい」「子育ての手助けができる」という人たちが会員になって一時的な育児の援助活動を行う事業です。
------	--

●ファミリー・サポート・センター事業

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	1号認定による利用：C'、D、E'、Fの各タイプ 2号認定による利用：A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	おおむね6ヵ月～6年生

■現状

本町では、竹間沢児童館内の事務所でファミリー・サポート・センター事業を運営しています。

依頼会員（受けたい人）が増え、提供会員（提供できる人）両方会員の登録を募集しています。多様な子育て支援が必要なため、利用件数が増加しつつあります。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

単位：人、件

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
依頼会員登録者数	148	199	220	256	304
提供会員登録者数	75	92	103	113	97
両方会員登録数	72	90	99	104	99
年間活動件数	851	1,970	3,085	2,808	2,927

■量の見込みと確保方策

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

多様な子育て支援のニーズに答えるため、ファミリー・サポート・センター利用者の増加が見込まれます。

今後は、提供会員、両方会員の掘り起しに努め、事業量の確保に努めます。

●量の見込みと確保方策

単位：件、人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
年間活動件数	3,000	3,100	3,100	3,100	3,100
確保方策	3,000	3,100	3,100	3,100	3,100
提供会員数	100	110	110	110	110
両方会員数	100	110	110	110	110

⑧-1 一時預かり事業①（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	1号認定による利用：C'、D、E'、Fの各タイプ 2号認定による利用：A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	3～5歳
事業概要	降園時間後も、保護者の都合でお子さんを預ける必要のある方、 又は、まだお友だちと遊び足りないお子さんのために、お子さんをお預かりする事業です。

■現状

本町の幼稚園3か所において、預かり保育を実施しています。

●幼稚園における預かり保育の実施状況

単位：箇所、人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	-	-	-	24	24
利用延べ児童数	-	-	-	4,320	4,320

●量の見込みと確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1号認定による利用	3,977	3,930	3,768	3,622	3,666
	2号認定による利用	17,126	16,921	16,226	15,595	15,784
	合計	21,103	20,851	19,994	19,217	19,450
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	21,103	20,851	19,994	19,217	19,450

※ すぐに施設型給付に移行しない幼稚園も含めた年間延べ児童数

⑧-2 一時預かり事業②(在園児以外を対象とする一時預かり)

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	すべて (A、B、C、C'、D、E、E'、F、Gの各タイプ)
対象児童年齢	0～5歳
事業概要	保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、 0歳から就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業です。

■現状

本町の保育園3か所と2か所の家庭保育室において、一時預かり事業を実施しています。

●一時預かり事業(在園児以外を対象)実施状況

単位：箇所、人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	-	-	-	6	5
利用延べ児童数	-	-	-	4,803	2,600

※待機児童緊急対策として平成24年度は子育て支援センターでも一時保育を実施。

●量の見込みと確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		5,560	5,579	5,460	5,335	5,287
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	5,106	5,179	5,060	4,935	4,887
	ファミリー・サポート・ センター事業(病児緊急 対応強化事業を除く)	400	400	400	400	400
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	合計	5,560	5,579	5,460	5,335	5,287

⑨ 放課後児童健全育成事業（学童保育室（放課後児童クラブ））

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	1～6年生
事業概要	留守家庭の児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■現状

本町では、町内計7か所の学童保育室において、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年（小学1～4年生）の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

単位：箇所、人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
設置数	5	5	6	6	7
定員	270	270	310	310	331
登録児童数	248	247	274	288	289
小学1～3年	210	216	234	245	259
小学4～6年	38	31	40	43	30

■量の見込みと確保方策

対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。

さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区を基本とした5つの区域ごとに必要な事業量を見込むこととしました。また、地域の実情に応じた取り組みに努めます。

引き続き町内7か所のクラブにおいて事業を実施しますが、定員の適正化を図ること、より児童の安全が確保できる見通しです。

●量の見込みと確保方策

単位：人、箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	380	390	400	410	410
確保方策	331	371	411	411	411
設置数	7	8	9	9	9

「放課後子ども総合プラン」等に係る一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関する整備計画等については、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて調査研究を進める。

小学校の余裕教室等の活用について、教育委員会とこども支援課と各学校関係者との

話し合いの機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等の理解に努める。

⑩ 延長保育事業

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	0～5歳
事業概要	通常の保育時間の前又は後に保育所が在所児をお預かりする事業です。

■現状

本町では、5か所の保育所（園）において、開所時間については7時から、閉所時間については7時もしくは8時までの延長保育が実施されています。

●延長保育の実施状況

単位：箇所、人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	4	4	5	5	5
利用実人数	157	192	203	217	260
延べ利用人数	6,058	7,464	7,935	8,480	9,928

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、引き続き町内5か所の保育所（園）に延長保育の実施を要請し、事業量の確保に努めます。

●量の見込み

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	263	263	265	248	248
確保方策	263	263	265	248	248

⑪ 病児を保育する事業

(病児保育事業・子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業))

ニーズ量の算定対象となつた潜在家庭類型	A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	0～5歳
事業概要	病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者が勤務等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。

■現状

本町では、平成26年5月から富士見市と広域覚書を結び、富士見市内の保育園1か所において、病後児保育が実施されています。

■量の見込みと確保方策

当面は、引き続き広域覚書により富士見市の保育園での病児・病後児を対象とした保育が実施される見込みですが、ニーズ量が多く予想されるため、広域契約の拡大などを図り、更なる事業量の確保に努めます。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20
病児	10	10	10	10	10
病後児	10	10	10	10	10

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	
事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■現状

本町では、実費徴収に係る補足給付の制度は行われていません。

■量の見込みと確保方策

事業については今後、検討していきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	民間事業者等
事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者（株式会社等）の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

■現状

本町では、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入は行われていません。

■量の見込みと確保方策

事業は実施も含め、検討していきます。

第7章

.....

計画の推進に向けて



第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

計画の推進については、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

(1) 計画の周知

町民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報、ホームページ等を通して周知し、地域全体の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。

また、関係機関などとの連携を強化し、子どもと子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

2 役割分担と連携強化

(1) 行政の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図ります。

(2) 家庭の役割

家庭は、子ども的人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみなど1人だけに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親や母親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

(3) 地域との連携

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援などの支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体は連携・協力して、包括的に地域の子どもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等から子どもを守ります。また、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域による子育てや子育て家庭の支援が重要です。

(4) 職場との連携

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休暇制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、労働環境や労働条件の整備等の支援が求められます。

(5) 関係機関との連携

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるようにしていきます。

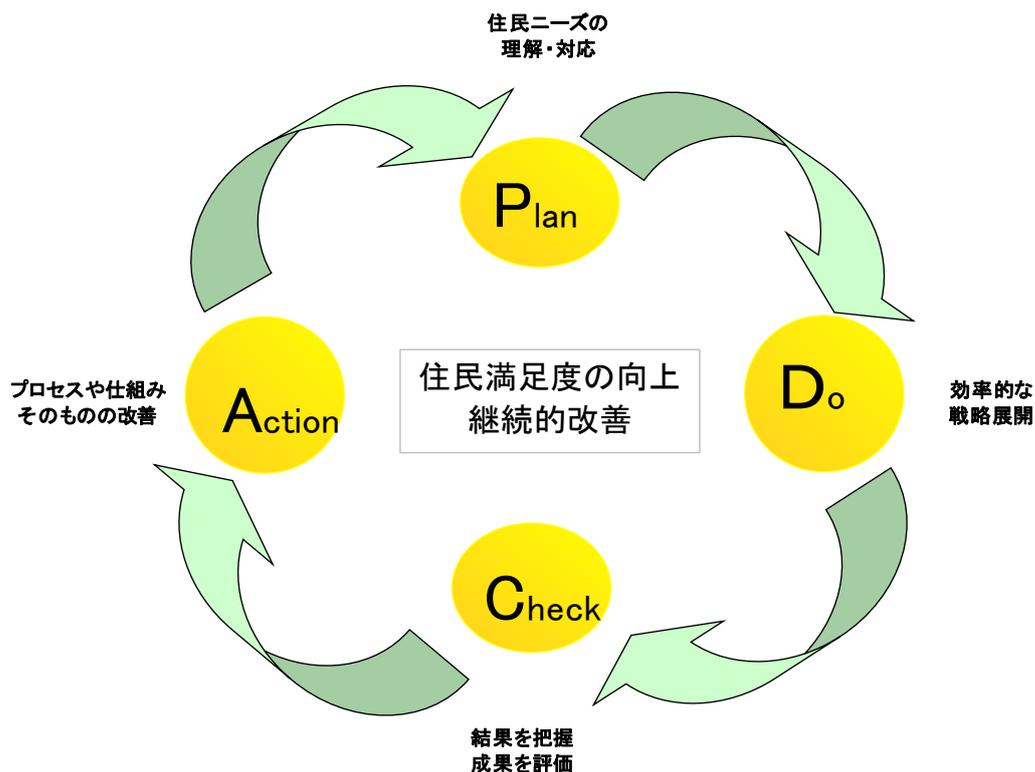
3 計画の進捗・管理

本計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、こども支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価・再調整など継続的な取組を推進します。

計画の進捗及び実施状況の主な結果については、町の広報、ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足度の向上のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

【点検・評価の手順】



資料編



1 計画策定の経過

年 月 日	会 議 名	内 容												
平成25年12月11日	三芳町子ども子育て審議会委員委嘱状交付式及び第1回子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援計画、子育てに関するニーズ調査について												
平成26年1月6日～1月25日	「三芳町子ども・子育てに関するアンケート調査」実施	〔調査方法〕 郵送によるアンケート調査 〔調査概要〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>対象数</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①就学前児童調査</td> <td>1,000</td> <td>580</td> <td>58.0%</td> </tr> <tr> <td>②小学校児童調査</td> <td>1,000</td> <td>629</td> <td>62.9%</td> </tr> </tbody> </table>	調査名	対象数	回収数	回収率	①就学前児童調査	1,000	580	58.0%	②小学校児童調査	1,000	629	62.9%
調査名	対象数	回収数	回収率											
①就学前児童調査	1,000	580	58.0%											
②小学校児童調査	1,000	629	62.9%											
平成26年3月14日	第2回三芳町子ども・子育て審議会	1. ニーズ調査結果・量の見込みについて 2. 子ども・子育て支援事業計画について												
平成26年5月29日	第3回三芳町子ども・子育て審議会	1. ニーズ調査結果からの課題等について 2. 子ども・子育て支援事業計画骨子案について												
平成26年10月30日	第4回三芳町子ども・子育て審議会	1. 子ども・子育て支援事業計画素案について 2. 次世代育成支援行動計画の総括と今後の課題												
平成26年12月11日	三芳町子ども・子育て支援事業計画の策定のための第1回庁内会議	1. 次世代育成支援行動計画（後期）の実施状況からの子育て支援の取り組みについて 2. 今後5年間の子ども・子育て支援、量の見込みと提供体制について												
平成26年12月17日	第5回三芳町子ども・子育て審議会	1. 子ども・子育て支援事業計画素案について												
平成26年12月25日～平成27年1月25日	パブリックコメント実施	〔公表方法〕 三芳町役場こども支援課、町内各公民館、情報資料室での閲覧、町ホームページへ掲出 〔意見提出の方法〕 電子メール、郵便、ファックス、直接持参 〔提出意見〕0件												
平成27年2月4日	三芳町子ども・子育て支援事業計画の策定のための第2回庁内会議	1. 子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. H27～31年度事業内容と目標値について												
平成27年2月18日	第6回三芳町子ども・子育て審議会	1. 子ども・子育て支援事業計画（案）について												

2 三芳町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略)

選 出 区 分	氏 名	備 考
1号 (児童福祉関係者)	石 森 勉	
//	小 山 邦 子	会長
2号 (教育関係者)	宇佐見 宏 一	
3号 (子ども子育て支援に関し知識経験を有する者)	谷 口 育	
4号 (公募による町民)	桃 園 典 子	
5号 (子どもの保護者)	駒 村 こずえ	副会長
6号 (事業主を代表する者)	寺 島 賢 一	
7号 (労働者を代表する者)	濱 砂 豊 子	
8号 (子ども子育て支援に関する事業に従事する者)	河 崎 絹 江	
//	伊 藤 和 江	
//	田 中 博 美	

3 三芳町子ども・子育て審議会条例

三芳町子ども・子育て審議会条例

平成25年9月30日（条例第24号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三芳町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 法第77条第1項に規定する事務に関する事項
- (2) 前号のほか、子ども・子育て支援に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) 公募による町民
- (5) 子どもの保護者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) 労働者を代表する者
- (8) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

三芳町子ども・子育て支援事業計画
平成27年3月

発行 三芳町こども支援課
〒354-8555
入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
電話 049-258-0019
F a x 049-274-1051
U R L <http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>



環境問題を考慮して非
石油系の大豆油インキ
を使用しています。

